

# 山形經濟志料

第三集

## 目次

明治七年置賜縣一覽表

- 一 山形に於ける電氣事業の濫觴時代
- 一 山形藩と御用金の事
- 一 太廟御造營と最上紅花
- 一 經濟志料
- 附 錄
- 一 袖中雜錄

山形縣會館  
經濟志料編輯部



# 始



# 山形經濟志料

第三集

## 目次

- 一 挿 圖 (明治七年置賜縣一覽表)..... 塚田正一氏談 一
- 一 山形に電氣事業の濫觴時代..... 福島治助氏談 一
- 一 山形藩と御用金の事..... 岩淵榮治氏談 一
- 一 太廟御造營と最上紅花..... 一
- 一 經濟志料..... 一
- 一 川下諸荷物明細表 (明治十二年)..... 一
- 一 酉年中元拂御勘定帳 (文久二壬戌年二月)..... 一
- 一 山形町方郡方年中行事 (文政年度)..... 一
- 一 最上川早房ノ瀨破船濡米拂ひの事 (文久元年)..... 一

編纂所寄贈本

大正 13.6.2 寄贈



改替

兩取便郵		路		驛		校學小	
赤清	小川	同	同	山形	山形	山形	山形
...	...	...	...	...	...	...	...

官員及區戶長等同前  
 山水原野林園橋梁深堀名勝類同前  
 聖程驛路郵便取扱河等同前  
 明治七年二月廿日 現實

袖中雜錄

- 一、山實買入之事 (文久二年) ..... 六
- 一、水漆賣出願之事 ..... 六
- 一、村山郡中惣代申合議定之事 (慶應二年) ..... 七
- 一、新庄領覺書 (明治三年) ..... 七
- 一、口達書 (明治五年) ..... 六
- 一、村山郡富並村年中產物取調書 (明治五年) ..... 八
- 一、諸產物諸稅定納物調查雛形書 (明治二年) ..... 八
- 一、議定書 (明治八年) ..... 九



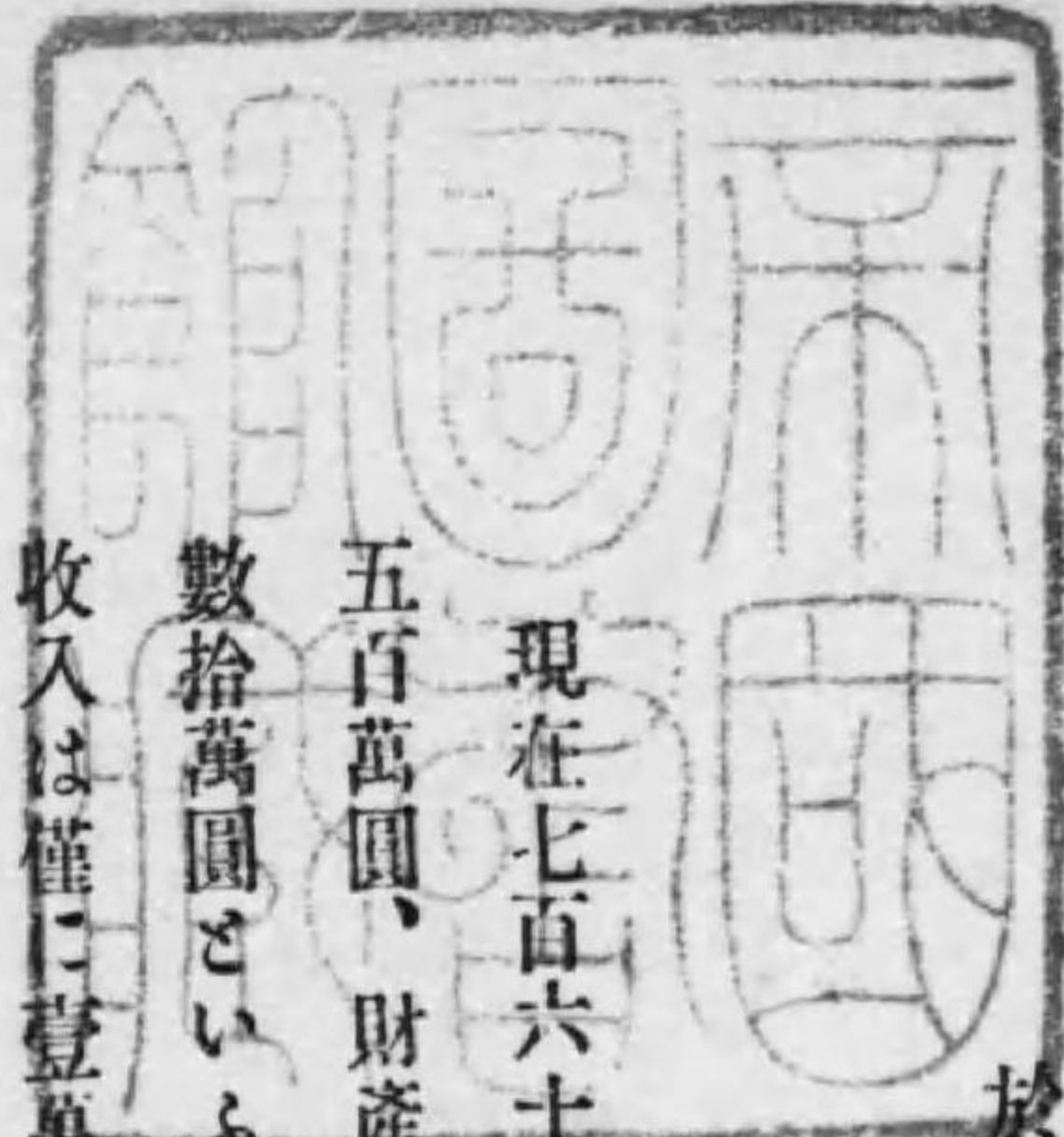




# 山形經濟志料〔第三集〕

山形に於ける 電氣事業の濫觴時代

山形電氣株式會社長 塚田正一氏談



現在七百六十余名の株主諸君からお預りして居る我が山形電氣株式會社は、資本金五百萬圓、財産六百貳拾五萬六千余圓、積立金壹萬八千圓、配當年一割五分、年収入數拾萬圓といふ現勢でこそあれ、其の創立當時は資本金五拾萬圓、拂込額拾貳萬五千圓収入は僅に壹萬七千五百余圓、支出は貳萬四千余圓、無配當の株式會社で未だ海の物とも山の物とも目鼻の附かぬ貧弱なものであつた事は申す迄も無い、而して創立當時の會社と今日とを比較して見ると資本金は十倍増加し、拂込額二十八倍、財産十二倍

積立金十五倍、収入三十二倍、支出十一倍、利益金七百六十九倍といふ増加率で、發電所は四倍、電力二十一倍、供給區域十八倍、電柱本數二十六倍、電線延長三十六倍半、需用電燈個數三十七倍、供給電動力三百六十六倍、従業員九倍といふ、實に當時は夢想だに及ばなかつた増進率を示して居るが、社會發起の時代及び開業早々の時代を想ふと感慨無量、隔世の感寔に切なるものがある。

#### ◆博覽會 土産

私は米澤藩の生れである、夙に父と共に白鷹社といふ座繰製絲場を設け、國産の一端に従事して居たが、明治十八年山形米澤鶴岡の三ヶ所に、生糸検査所の設置を見、輸出製絲を奨励せらるゝや、之が検査係を奉職して初めて山形市に赴任在任した、次で翌年蠶絲組合取締所の吏員となり、翌二十年西ヶ原蠶業講習所に入り、同年山形縣蠶絲検査員となり、勸業係として各郡市に出張し聊か養蠶製絲の改良發達に盡力する所があつた、偶々明治二十八年四月京都市に第四回内國勸業博覽會が開催され、私は

山形縣の出品事務のため京都に出張を命ぜられた、そこで此の博覽會の大勢を観察するに、他の府縣の出陳物は何れも豊富にして精良を極めて居るに反して、ひとり東北の産物は微々として振はず、本縣の出品も亦實に貧弱を極めたので當時の某雜誌の如きは、盆の上に首三個を戴せた所を描き、東北は一山百文であるといふ冷評を下した位であつた、私は之を慨嘆すると共に、自分は苟くも一縣の勸業係である以上は産業振興の責任がある、今回出張した印として何かしら縣のために有益なる事業を齎して此の責任の一端を果さなければならぬ、それには先づ以て山形縣の織物の改良發達を圖るのが第一の捷徑であると考えたので、博覽會の事務の傍ら、京都府中は勿論、大阪の撚絲業、北野の織物、堺の段通、紀州の綿ネル等各工場に出張しては潛心其の事業振りを取調べた、取調べて居るうちに何所へ行つても工場原動力といふものが最も大切であることを覺つた、殊に京都に初めて電車を動かし、機械を運轉せしめて内地人の心膽を驚かした『インクライン』の發電所を視察するに及んで、益々電氣動力

の至大なる利便あることを知つたのである、更に京都の第一絹絲紡績會社を見るに、生絲の屑物を立派な紡績とし、これを織物の産地たる三丹地方に送つて機業の振盛を援けて居る、養蠶の廢物を利用して立派な織物を出すといふ此の絹紡事業には絶大の興味を感じたので、如斯便宜な電力を以てする國益的な工場を、我が山形縣にも移植したならば當に一個の利殖事業である許りでなく、實に他の模範となり工業界の一大覺醒を促すものであると深く感じたのである、それから専ら此の水力電氣と紡績の調査に没頭し、面會謝絶といふ札のある工場でも何んでも構はず這入つて行つて見學した、當時三十一歳の若年で元氣充滿、同僚からは『未來の大會社長』など、冷かされ乍らも、私としては全く決死的にやつたのであつた。

#### ◆會社設立發起

歸縣すると直ぐ電氣を起す水利の調査に取掛つた、草鞋履きで川といふ川を見て廻つたが素より斯道に掛けては無經驗であり素人である、それに運動費もないので米澤

の生家を賣放つて其の金を懷中に、踏査しては當時の縣土木課長長尾氏に、水利の適否や土木の關係を取調べて貰つた、諸所調査の結果南村山郡堀田村大字金瓶の南部、宮川の上流七百間の所から水を取入れ、三十尺の瀧を作る時は三百馬力の電氣を得られるといふ見當が附いた、二千四百鍾の紡績に八九十馬力を使用し、其の餘力を山形に送電するといふ計畫で、先づ工場敷地の豫定地一萬坪の買収を口約し、一方出資方法を計畫して左の如き趣意書を作成したのである。

#### 兩羽絹絲紡績株式會社設立趣意書

國産ノ輸出ハ生絲ヲ以テ第一位ヲ占ムルハ論ヲ俟タズ、而シテ其一部タル屑物ノ如キモ亦頗ル巨額ニシテ、近時一ケ年間横濱ノ輸出高六萬餘個ニ及ビ、猶將來生絲産額ノ増殖ニ伴ヒ益々多キヲ加ヘントス、然ルニ内國ニ於テ之ヲ精製スルノ法未ダ備ハラズ、至廉ノ價ヲ以テ輸出シ外國ノ精練紡績ヲ經テ、再ビ我國ニ輸入スルノ數亦逐年増加ヲ見ルニ至ル、故ニ其間ノ價格ニ於テ大ナル差ヲ生ジ、毎年無慮五百萬圓



ノ利益ヲ海外ニ遺棄スルモノニシテ、積年深く遺憾トスル所也。

昨年第四回内國勸業博覽會ヲ京都ニ開催セラル、ヤ、東北物産ノ貧弱ニシテ、其出品ニ對シ實ニ一山百文ノ冷評ヲ下サル、ニ至ル、誠ニ慨嘆ニ耐ヘザル也、故ニ爰ニ心機ヲ一轉シ東北ノ産業之ヨリ振興ヲ計ラザルベカラズト、専心事業ノ調査ニ罹リ『インクライン』電氣ノ諸般ノ事業ニ供給シ、其ノ便益ナル、東北ノ地水利ニ乏シキニアラズ、百般ノ事業ノ根本ハ水力電氣ノ原動力ニアリト認ム、又第一紡績會社ヲ調査シ其有益ナルコト、東北地方ニハ全ク理想的ニシテ、養蠶屑物ヲ絹紡ニ精練スルトキハ、地方織物業ノ開發トナリ、東北ノ振興ハ之ヨリ急ナルハナシトス、故ニ今般同志ヲ糾合シ、資本金五拾萬圓ヲ以テ兩羽絹絲紡績株式會社ヲ設立シ模範ノ工場トシ、電氣ハ南村山郡金井村宮川ノ水利ヲ使用シ原動力トシテ、總テ最新式ノ機械ヲ設備シ、專テ國家收益ノ道ヲ啓キ、東北殖産工業ノ發展ヲ企圖セントスルニアリ。

明治二十九年十月

主唱者 塚田正一

此の趣意に依りての目論見は、資本金五拾萬圓、内半額を流動資本金、半額を固定資本金とし、紡績諸機械買入費拾四萬圓、同上据付費六千圓、諸建築費五萬圓、電氣機械費貳萬圓、地所買入費壹萬圓、什器買入費參千圓、電氣水車据付及び水路築造費壹萬圓、豫備費壹萬壹千圓を支出し、一ヶ年營業豫算は收入貳拾九萬參千四百參拾九圓貳拾錢、支出拾七萬千四百七圓拾七錢といふのであつた、當時東北七縣の繭年産額は二十八萬五千三百十三石、七縣屑物の年産額は二萬七千八百九十四貫、山形縣だけ屑物六千三百三十二貫、熨斗絲三千六百九十四貫、出殼繭二萬三千四百八十貫を出した、私の考へは勿論之等に精練加工して立派な紡績を作らうといふのである。

#### ◆株募集の困苦

然るに今の兩羽銀行、その前身である第八十一銀行は矢張り地方屈指の大會社であつたが、それですら當時の資本金は僅かに六萬圓である、こんな有様では一縣一地方

から此の五十萬圓の大資本を糾合することは到底も覺束ない、といふので私は未だ汽車のない山形から單身東京に出で、友人梅津氏を介して時の大事業家、故雨宮敬次郎氏に會つて、再三再四交渉の末、積極的に援助するといふ賛成を得た、その時雨宮氏は絹絲紡績の國益事業である事を賛し、半分出資するから、他の二十五萬圓は地方の人で持ち、協力してやれば必らず成功しようといふ事であつた、そこで資本の半分を縣下に求めるため百方奔走したが、何を言ふても當時五十萬圓の會社は全く地方に前例のない事で、幼稚であつた地方經濟及び事業界ではレコード破りの計畫であつた、果然私を目して山師であると酷評し、資本家の多くは一顧だに與へず、中には妨害を策するものもあり、山形朝日新聞の如きは筆鋒鋭く連日攻撃の記事を掲げた、時の知事關義臣氏、一日私を呼附けて云ふ『君は縣に奉職し乍ら五十萬圓の會社を起す計畫だそうだが、何故本官に一言も相談しないか、塚田は腰辨の分際として財界攪亂の陰謀を企て、居ると注告する者がある。甚だ怪しからぬ事だ、殊に發起人の雨宮なんて

いふ人は大山師で、かゝる人を手頼りに無暴な事業を起すなどは以ての外である」と頭から反對した、そこで私は課長、書記官を経て上申して置いた事、雨宮氏は松方内閣の御用商人で確實なる大事業家である事、縣の勸業係であればこそ、本縣産業のため之を起さんとする事、決して財界攪亂の陰謀などではない所以を詳細説明したけれども、知事は頑として聽き入れず仕事の中止を嚴命した、斯くて失意懊惱の日を送るうち、今の床次竹二郎氏が書記官として赴任して來たので、早速訪れて右の次第を陳情した所、氏は至極結構な計畫だから大にやれ、縣廳などは休んでもよい長官へは自分から話して置くといふ助言であつた、爰に於て再び勇を鼓し、草鞋ばきで縣下各地の有力者を説いて廻り、晝夜殆ど寢食を忘れ、高島では病氣で仆れなどして、全く寄附金でも集めて歩く様な苦心を拂つて、どうやら斯うやら豫定の株式の應募迄に到達した。

◆發電所の苦心

思ひ立つてから爰に二ケ年、先づ以て申込者も出来上つたといふので、創立事務所を自宅に置き、明治三十年一月十五日後藤屋旅館に第一回の創立委員会を開いた、委員は

長谷川平内、雨宮敬次郎、岩田作兵衛、今井治郎三郎、高梨源五郎、渡邊久右衛門、渡邊彌太郎、稻田善兵衛、青柳清兵衛、高橋藤助、荒木恒太郎、梅津三之輔、川村利三、渡邊久八郎、高橋宰橋、高橋三郎兵衛、塚田正一。

といふ顔觸れで、雨宮岩田兩氏は欠席し、渡邊彌太郎氏は其後辭して今田彌兵衛氏之に代つた、斯くて數回委員会を開いて準備に着手したが、爰に二大障害に逢着して委員は非常なる苦心をしたのである、それは即ち発電所設置の困難と經濟界不況のため株金拂込の澁滞した事である、曩に発電所及び工場を設くべく豫定した堀田村金瓶には川東と川西との水利争ひが起り、加ふるに用地買収に當つて一反歩の山地三千圓なごいふ暴値を吐くものが現はれて、到底金瓶に設ける事が出来ない、そこで中川村

の高橋村長が俺の村に持つて來て呉れといふので、村長に土地買収の手附金二千圓を交附して早速、中川村に變更設置といふ段取となつた、こゝに宮川の水利を使用し水力電氣三百馬力を得、他に蒸氣で動力三百馬力を求めようとした所、又もやその川下に水苦情が起り、喧々囂々遷延一ケ年の後に及ぶも、解決する所がないのには委員もほとく困り切つて了ひ、殊に主唱者の私の焦慮といふものは死んでも忘れられない位であつた、委員の荒木君は『こんな風では到底駄目だから、この中川もやめてしまつて、我が西村山郡に持つて行つたら何うだ』といふ、今更計畫と苦心とを放棄するのも残念であり、それに他を欺く様なわけになるので私も随分惱んだが、彼是考へた末斷然寒河江川に水利を求め、寒河江町に工場を設けようとの腹を決めてしまつた、然るに一方證據金の拂込は日清戦後の景氣悪化のため大澁滞を來し、就中東京方面の打撃ひごく遂に二千株の落株を見るに至り、會社が立つか立ぬかの劔ヶ峰に押上つてしまつた。そこで私どもは大に意を決して西村山郡の有力者を勸説し、只管其の義俠

に訴へて右の落株を持つて貰ひ、漸く株主も纏まつたので明治三十年八月五日委員五十名の連署で發起を申請して許可を取り、同年十一月七日山形市役所議事場に創業總會を開く迄に至つた。

#### ◆ 拂込の大澁滞

斯くて會社は成立を告げたが、前年來の不景氣は更に度を加て、加ふるに投機的の株主や變心者のために株金第一回の拂込に又一大難澁を招いだ、三十一年一月に通告した拂込は五月に至るも未拂込二千八百七十八に達し、裁判を掛けるやら何やらして漸く之を濟よせたのが秋の九月十九日で、即ち八ヶ月を要したのである、發電所は左の通り變更した上、紡績事業に着手すべく着々準備し、機械の見積まで徴收してあつた所が、長谷川社長上京して詳しく財界の調査をやつた結果、この景氣で紡績をやることは前途甚だ危険であるとの斷案で、これを中止し先づ以て電力供給の事業を營むといふ方針を取つた、三十一年十月三十日の臨時株主總會で此の事を議するや、拂込

を逡巡する株主十數名は名を紡績中止の反對に籍りて同欸の改正に不服を唱へ連袂退席したが、大勢は之を可決した、右反對者は遂に辯護士を頼み不當決議取消の訴訟を起して争ひ、會社側の勝訴となり遂に和解をしたがこれにも随分惱まされた。

#### ◆ 村山電燈との競願

三十一年十二月九日白岩發電所設置の前提として電氣事業免許の願書を山形縣を経て主務省に提出した、所が當時最上川筋大淀に發電所を設ける北村山郡營電氣の計畫が起り、その電力を買つてやる村山電燈合資會社も發起され、此の村山電燈は山形市を供給區域に狙つて陰に陽に私の方の山電と競争するに至つた、願書は一日違ひに提出されたので前願後願の争ひとなり、村山側は大舉して上京當局に運動し、私は單身滯京して之と戦ひ、互に負けじと猛運動を續けたには、當局連も困り果て、翌年三月に至り、三願（兩羽電氣、北村山郡營、村山電燈）に對し同時に許可を與へた、郡營はとにかくとして、斯くては山形市は兩社の競争地川中嶋となり角牙相磨すの危険に

面したので、会社では非常に之を憂へた、而して電燈線路工事施行願も亦衝突したので、縣でも又大に困り、時の内村警部長は大泉縣議と共に極力兩方の仲に入つて調停と試み、紛擾の末兩電から三千圓をやつて村山に手を引かせることに落着いたのである、この争ひで私は東京で吐血して仆れ、九死に一生を得てあつた位である。

◆廿五年前の開業

之より先會社は山形市街の測量に取掛り、線路施行の認可を得、白岩發電所土工の隨意契約を白岩村に（當時は村であつた）と結び、大山工學士を招いで専門技術的の準備に取掛り、三十二年五月發電機械を注文し、水壓鐵管をも注文した、水路工事は六月四日起工、折柄の雨天續きに困難を嘗め十二月十日竣工した、米國製の發電機は十二月末日横濱入港、米澤まで鐵道便、米澤から赤湯までは鐵道工用用のトロを借り赤湯から白岩まで雪舟に積んで十日間の後白岩に送り取附けをやつた、明治三十三年三月發電設備が完成して其筋の嚴密なる検査を経て五月十日山形、白岩に試験點火を

なした、これ初めて我山形市に文明の利器電燈の光輝を見た日である、五月十六日開業式を挙げ六月一日から營業を開始した、顧みれば實に二十五年の昔である、當時東北には我山形電氣と、鶴岡、福島、郡山の三電氣しか起つて居なかつた。

◆當時の電氣需用

開業當時は山形に汽車が通じて居なかつた時代で、随つて電燈の需用といふものはお話にならぬ少數であつた、今日我社の電燈數は十萬燈に垂んとしてゐるのに比較すれば、實に隔世を如實に現はしてゐる、即ち開業した當時の電燈を見ると

供給區	個數	燭力	需用者
山形市	二、一一四	二二、八八四	四七七
長崎町	九九	一、〇七二	四六
寒河江町	一一七	一、二五六	三二
白岩町	四四	五五四	三六

計

一、三三七七

二四、七六六

五九一

であつて個數僅に二千三百七十七個に過ぎない、會社では石油ランプに對抗して極力點燈を勧誘し、三千燈に上つたならばお祝ひの宴會を開かうといふ風であつた、動力も亦同様需用が僅少で翌三十四年二月に至り、長崎精米會社が五馬力を使用したのが山形地方に於ける電動力使用の嚆矢である、其後追々需用力を増し、會社も之に應じて發電力の擴張を計り、今日では電力三千二百二十キロ、之れに近く竣工の沼山を合すれば五千五十四キロを増して、凡て八千二百七十四キロに上る、動力も現在は千八百三十四馬力を供給してゐる盛況で、これ亦將來は更に躍進することは勿論である。

我が山電設立當時の事情は右の如くで、會社内外多事多難の折柄株式の信用は失墜し、數年間無配當を續けた過去を有し乍ら、兎に角今日あるを得たのは、長谷川社長荒木社長、高梨社長、稻田取締等先輩諸氏の深甚なる盡力、株主諸君の後援、一般地方有力者の愛顧に依る事は申迄もない事で、その上大なる力は一に時勢の力である、

電氣が利用されてから四十年にも充たざる今日、東西に於て其の利用は産業界を風靡しつつあるが如く、我が山形地方に於ても亦此の大勢に乗じて來てゐるのである、然し如何に時勢の力とは言へ由來電氣事業位危険なものもない、一朝失敗すれば取り返しの附かぬ事が始まる、彼の我社と競争した村山電燈の發電所は北村山郡の時の郡長本田氏が計畫して大淀に設ける筈であつたが、最上川から堰上げる筈の墜道工事は設計の誤謬から喰違つて遂に失敗した、其他にもそういふ例に乏しくないのであつて、我社とても此の點は常に細心の注意が必要であると思つて居る。

◆當時の會社狀勢

因みに開業當時の會社狀態を一括して表示すれば大約次の如くである。

資	本	金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇 <small>円</small>	(三十三年)
拂	込	額	一二五、〇〇〇・〇〇〇	(同)
財	産		五二三、六一一・九四一	(同)

積立金	収入	支出	利益	配當	發電所	電力	供給區域	電柱	電線	電燈	供給動力
一、二〇〇・〇〇〇	一七、五一三・九八七	二四、〇四九・二七八	四〇三・九九一	—	白岩一箇所	一五〇キロ	一市三ヶ町	九〇七本	五〇哩	二、三七七個	五馬力
(三十五年)	(三十三年)	(同)	(三十四年)	(三十四年迄)	(三十三年)	(同)	(同)	(四十二年)	(同)	(三十三年)	(三十四年)

従業員

二六名 (三十三年)

又幹部は社長長谷川平内、取締役稻田善兵衛、荒木恒太郎、高梨源五郎、梅津三之輔、高橋藤助、川村利三、今井治郎三郎、渡邊久右衛門の諸氏、監査役高橋宰橘、長谷川吉内、高橋三郎兵衛の諸氏、支配人は私で、當時の大株主は次の如くであつた。

- 二一四株 長谷川平内、 二〇〇株 佐藤祐作、 鈴木清助、
  - 一八八株 今井治郎三郎、 一八〇株 今井五郎八、
  - 一五〇株 青柳清兵衛、 一四五株 高橋源五郎、
  - 一四四株 氏家 榮田、 一三五株 小山太吉、今田彌兵衛、
  - 一二〇株 川村 利三、 一〇〇株 稻田善兵衛、高橋宰橘、渡邊久右衛門
- 高橋藤助、工藤治平、岩田作兵衛、梅津三之輔、雨宮敬次郎、重野謙次郎、川島正之助、安孫子久右衛門、佐藤清七、鈴木與右衛門、武田健、工藤八之助、笹嶋長左衛門、荒木恒太郎、宇井鶴之助、楨久右衛門。

## 山形藩と御用金の事

二〇

福島治助氏談

山形藩は領主のお國替が頻繁に行はれ、殊に堀田家の時代迄は祿高も十萬石（堀田氏の山形在城は伊豆守正虎、内記正春、相模守正亮の三代にして、伊豆守元祿十三年正月福嶋より山形へ轉封仰付けられ、延享二年十二月佐倉に所替迄四十有六年）であつたが、松平和泉守の時から六萬石となつた、何しろ山形は東北に雄飛した最上公が提封百萬石と稱せられた勢威を以て構築された大規模の城地であるから、十萬石や六萬石位の小祿の領主では迎も持ち切れぬ、そのみならず短きは僅か一、二年でお國替と來るから、財政の疲弊も想ひやられるのである、そこで松平和泉守の時から山形城下の商人に御用金を仰せ付かつたものである、

松平和泉守乗佑の祖は越前福井松平家より出で、六萬石を以て延享三年正月二十一

日山形在封を命ぜられ、明和元年六月廿一日三州西尾に轉封。

其頃は祿米を擔保に手形のやうなものを發行（家老連署にて）し町方から金の融通を仰ぎ、米の收納季に及びて時價に換算し、米で返済する制度で、利息は二十五兩一分即ち年一割二分位のものであつたさうである、所謂御用達と云ふのは藩から指定された商人の事で、今の陸軍あたりの御用商人のやうに物品を賣り付けるばかりでなく、主として金融方面であつたさうだが、此外にも町方の富裕な店舗を立派に構へて居る商人には、家役と稱する臨時御用金を仰せ付かつたもので、此の臨時御用金に怯えたものは店舗や、家作を成るべく質素に目立たないやうにし、倉庫を建てるにしても態と二階を付けずに卸下を付け努めて外觀の美を避け、御用金賦課の回避を計つたものもあるとの事だ。松平家の後は秋元、水野兩家で明治維新に及んだ。

秋元但馬守涼朝六萬石を以て、明和四年九月十五日武州川越より山形へ移封、左衛門佐久朝（後但馬守と改む）但馬守喬朝と三代七十八年間在封、弘化三年六月七日



上州館林に轉封す。

水野金五郎五萬石を以て弘化三年六月遠州濱松より山形へ轉封、和泉守忠弘明治元年江州朝日山に移さる。

秋元家時代の御用達は最初は吉田理八（吉田福平氏の前）が筆頭で、土谷彦四郎、丸長長谷川、青山治右衛門、福島治助、佐藤利兵衛等であつた、水野家時代になつてからは長谷川吉郎治、長谷川吉内、福島治助、村井、佐藤利兵衛の五名で、佐藤利右衛門、中村林兵衛、北條忠右衛門、高田爲次郎、鈴木彦四郎は臨時御用達で、後に紅久も御用達になつた、玄端小林七右衛門、松坂屋豊田傳五右衛門、西谷儀右衛門、小林五兵衛、佐竹久六、川合小四郎は町年寄で、今丸山長谷川氏の屋敷は小林五兵衛の跡である、虎屋大沼勘四郎は、名字帶刀御免であつたさうである。

## 大廟御造營と最上紅花

岩淵榮治氏談

自分の家は元「満壽屋」と稱し昔から紅花屋であつた、火災に遭つて記録を無くしたので古いことは明かでないが、寶永の前から紅花を扱つて居たらしい、（今より二百十四年前）兎に角紅花は此の舊最上地方が全國唯一の特産地であつて他の水戸、仙臺地方からも一時は出たことはあるけれども、其の品質に於て到底最上紅花の比でなかつたのである、其頃は我國に於て「赤」と云ふ色彩は紅花を外にしては殆ど無いと云つて可い位で、それ丈物産として重要な位置を占めて居たものであるが、其後星移り物替り一朝支那紅及礦物質化學染料の輸入せらるゝに及んで、我最上紅花も之に壓倒せられ、明治五年頃に至り全く根絶の姿になつたのである、現今我國に輸入されて居る紅は、支那の四川省産と印度カルカッタ地方産の物であるが、單に紅としての品質が

ら見るときは支那紅は最上紅花以上であるけれども、併し最上紅花には又他の追従を許さぬ特色がある、と云ふのは染料として其の染めあがつた色合の氣品が優れて居るからである。

最上紅花の沿革と云ふやうな事に關しては、既に印刷物などにも種々紹介されて居るから省略するが、自分は此の紅花と云ふ由緒ある舊國産の絶滅せんことを憂ふるの餘り、存續上苦心した次第を簡單にお話しようと思ふのである、前にも言つた通り自分の家は以前紅花屋であつた關係もあり、全然其の俵を無くすることは残念であると思ひ、農家に栽培方を頼んだが快く應じて呉れぬ、勿論之を以て利益を得ようなどと云ふ考へからではないから、金の要ることは覺悟の前、耕作者には十分割に合ふ程度に料金を出して年々栽培を繼續して來たのである。然る處明治三十八年に至り突然時の本縣知事田中貴道氏を介し、京都の高島屋から紅花の註文が來た、「赤」の染料としては現今化學染料あり、植物性の物としても支那若くは印度産の紅が欲する儘に需めら

るゝのに、何を苦んで自分に註文するのであるか、一体何に使用さるゝのか其の目的を聞きたいと云つても却々實を明かさなない、殊に多量の註文を受けても一時に出来る譯のものでないから、逆も應じ兼ねると云つてお斷りした處、イヤさう云はずに是非共引受けて貰はなければならぬ、用途の事は東京でなければ判らんから兎も角東京に行つて呉れと云はれ、幸ひ外の用もあつたので序に東京高嶋屋支店に寄つた處が、用途は秘密であるが實は伊勢の大廟造營に就てゝある、成程紅花は支那印度産の物はあるけれども、大廟にお使ひになる物は一切外國品を用ゐず日本内地産の物に限られる内規であるとのことである、然るに内地に於て紅花を産する處は獨り山形縣あるのみであるから、縣廳を介して郡市長に照會した處何れからも無いと回答されほとほと困つて居る場合であるから、四十一年の御造營期迄間に合ふ様狂げて引受けて呉れどの頼みであつた、成程云はれて見れば無理もない、外に引受ける人がないとするれば自分に於て引受ける義務があるやうにも考へられるし、殊に大廟と云ふ最も重要なる御用

途である以上、勿論利益問題ぢやない、敢て本縣の爲將又山形市延いては一家一身の名譽として引受けた次第である、然るに之を栽培せしむるにはどうしたものか、苟も大廟御用品とあつて見れば相當人選の必要ありと考へ、豫て敬神家として聞ゆる高橋村の岡崎氏に事情を明かしてお頼みし、其の管理の下に同家の小作人に栽培を托し色々苦心はしたが、先づ首尾克く御用を果たすことが出来たのである、右様の關係から其後明治神宮御造營の時にも紅花の御用を引受け、尙御神靈奉遷に際し伏見總裁宮殿下に跟随しまつり鎮座式に奉仕する等身に餘る光榮に浴することを得たのである、云々(文責記者に在り)

因に大正十一年平和記念東京博覽會に、氏は縣の勸誘に依り參考品として紅花を出陳したるが、當時會長宇佐美東京府知事に提出したる紅花の解説書の一節を抄録して筆を擱く。

山形市七日町四百九十一番地

### 紅花出品人

紅業 岩淵榮治

#### 一、一ヶ年間産出數量及價格、

參拾貫目 金額貳千圓、

#### 一、移出又ハ輸出額及仕向先、

化粧紅製造使用及京都染色料、

#### 一、學術應用改良要點發明功勞、

紅花ハ大昔ヨリ當地方ノ重要物産ニシテ、重ナル仕向先ハ京都、大阪、江戸等ナリキ、昔ヨリ我國ノ紅色染料及化粧ノ原料ハ即チ此ノ紅花ニシテ、其産出地ハ全國中獨リ我最上ノ山形ノミ、明治維新前迄ハ最上紅花ノ名稱全國ヲ風靡セル程ノ一大重要物産タリシモ、維新後支那紅花及鑛物質化學染料ノ輸入ニ壓倒セラレ、明治五年頃ニ至リ殆ト全滅ノ姿トナリシヲ見テハ實ニ慨嘆ニ堪エザリシナリ、若夫レ之ヲ自然ニ放委スルトキハ獨リ我山形地方ノ特産タリシ紅花ハ遂ニ絶滅シ、永久ニ我國植

物性ノ紅色染料タル國産即チ優美ナル「くれなゐの染料」ヲ失フコトヲ悲ムノ餘リ  
 幾多ノ困難ト年々幾干ノ損失ヲ覺悟シ、紅花ノ蒔付製造方法ヲ農家ニ托シテ督勵シ  
 年々多少ノ産出ヲ得維持繼續シ來リタル處、幸ヒ京都ヨリ年毎ニ注文ニ接シツ、ア  
 リ、數量ノ如キモ注文ニ應ジ相當増加セシムルヲ得ベク、今般平和博覽會ヲ好機ト  
 シ、我地方特産ノ紅花今猶産出スルコトヲ世ニ宣傳セントス。

▽ホシナとベカラズ△

山形では菜、大根の季節になると、菜葉を橋下に吊して乾すことは昔も今も前らない  
 鳥居侯の時代迄は之を「ホシナ」と稱したのだが、保科肥後守の入部以後は之を「カ  
 ケナ」と改めた、理由は「ホシナ」は領主の姓「保科」と國音相通する爲めである、保科  
 侯は二代將軍秀忠の庶子で三代將軍家光の異母弟に當り、聞ゆる名君であつて、保科  
 入部後は専ら殖産興業に力を注ぎ、就中漆樹の栽培を奨励せられ、其の結果として漆  
 樹保護の爲に春季漆の芽を採る事を禁止された。由來漆の芽は木の芽中最も美味ささ  
 れて居るのだが、保科侯に禁止されてから採るべからず、喰ふべからずとなつた、漆  
 の芽を「ベカラズ」と云つたのは之がためである。



經濟志料

編者曰。此の資料は北村山郡大石田町神部サダ子氏所藏の記録にして、明治十二年八  
 月二十八日より同十二月三十一日に至る最上川下諸荷物を、大石田船役所に  
 て調査せる明細表なり。

川下諸荷物明細表

米壹萬四千五百五拾壹俵、大豆百八拾六俵、小豆三百七拾五俵、小麥貳百六拾九俵  
 菜種千三百四拾八呎、胡麻拾九呎、藍六百四拾七箇、青苧千百五拾箇、紅花拾四箇  
 眞綿拾貳個、縹綿六百八本、葉蓑八百八拾個、刻蓑三百八拾三箇、粉蓑三俵、菜種  
 百七拾個、漆貳拾九樽、蜂蜜四樽、蠟九個、紙四拾五箇、銅屋物百四拾貳個、鑄物  
 十八個、鐵物十四個、刃金壹個、瀬戸百六拾七箇、瓦百三拾三拼、瓶七本、大釜十  
 三、石釜壹、戸車壹俵、酒百廿五樽、醬油六拾二樽、味噌三拾八樽、水油五拾六樽

石油五箱、醬麴七樽、片栗貳百八俵、麥粉八俵、葛粉三拾三俵、蒟蒻粉百廿六俵、生麩四拾貳俵、□粉貳箇、クワイ貳俵、故桃四俵、干瓢五個、粉糠四個、唐物八百拾箇、小間物拾四個、古手十三個、打綿拾九丸、シナダ壹丸、又刷拾八丸、燈心十二個、カセ苧貳丸、カリヤス三個、砂糖三挺、金米糖貳樽、梅干貳個、松茸壹樽、密柑六拾九個、鶴卵壹箱、鯨貳樽、茶拾箱、茶ノ實壹個、柿四個、筆四個、草履表七個、本故壹個、書籍七個、火鉢五拼、將基駒七個、竹ノ節三個、真竹三個、荷六個、ポンプ貳個、斗量器三個、石盤十八個、編笠貳丸、産壹丸、蔦三個、疊床廿六枚、ニレノ木三丸、楮皮三個、刷毛壹丸、カンナ臺壹丸、下駄足駄臺貳百廿丸、板拾間、槻三拾四本、黒柿拾五本、桐百三十六丸、桐苗木四拾六丸、柿苗木貳丸、桑苗木拾六丸、楮苗木三丸、青苧根百五十一丸、ニンジン午房三拾八丸、戸棚貳個切石千八百四拾五間、炭三千貳百四十六個、着替入貳個、竹骨柳壹個、  
 〆五千八百貳拾八個。

小計貳萬八千七百拾六品、酒田行之分。

酒百三拾七樽、味噌貳樽、醬油四拾貳樽、鯉節廿八個、麥粉六俵、水油廿八樽、石油三拾貳箱、唐物三十一ヶ、木綿拾一ヶ、古手廿七ヶ、布團八ヶ、縹綿百八本、電信荷廿三ヶ、菜種壹ヶ、紙貳ヶ、銅屋物貳ヶ、火鉢貳拼、鐵物四ヶ、銑九ヶ、瀬戸荷六十九ヶ、艸履表十三ヶ、燈心貳ヶ、下駄貳丸、下駄緒四丸、楮皮貳丸、楮葉廿五丸、桐葉拾七丸、産壹丸、筥三丸。

小計六百四拾壹品、本合海揚ヶ之分。

米九拾五俵、小麥廿俵、青苧七拾三ヶ、又刷四丸、葉蓂百拾四ヶ、刻蓂廿八ヶ、唐物四百八拾四ヶ、菜種貳ヶ、小間物十二ヶ、銅屋物十四ヶ、鑄物十四ヶ、刃金五ヶ、書籍壹ヶ、燈心、蜂蜜貳樽、片栗四俵、葛粉貳俵、蜜柑拾箱、蒟蒻粉三十八ヶ、打綿拾壹丸、カセ壹ヶ、桐葉三丸、楮葉九丸、青苧根百廿丸、切石廿間、桶十五。  
 小計千百七品、清川揚ヶ之分。

總計三萬五千三拾四品。

外、

□五百拾八個、□□五個、大豆七拾七俵、小豆千八百八拾六箇、菜種七叭、栗七拾六個  
唐物三拾八個、瀬戸荷五拾六個、桐木八拾四本、炭貳百六拾個。  
貳千三百五拾七圓、本合海ヨリ酒田行之分。

編者曰。此の資料は水野子爵家所藏の記録にして、文久二年二月水野藩吟味役人共の藩老に差  
出せる前年度入元拂勘定書なり、當時の經濟狀態を知るに好個の史料なれば茲に掲  
載す。

西年中元拂御勘定帳

元。

一金六百四拾貳兩貳分貳朱、 申年十二月殘金酉年正月元入之分、  
一金六千五百三拾六兩、 月並運送金御用達收之分、

一金七千貳百四兩壹朱、	御拂米代金收之分、
一金貳拾五兩、	村々拜借金御代官收之分、
一金八拾兩、	村々年賦月賦金右同斷、
一金壹兩貳分貳朱、	新關金六利足收之分、
一金五拾四兩貳分貳朱、	齋藤傳吉並萬屋藤兵衛御拂米代金相收候分、
一金四兩壹分、	御家中拜借年賦金收之分、
一金貳千兩、	御役用品用達調達之分、
一金貳百拾四兩三分、	諸役錢郡方收之分、
一金貳兩、	西谷金兵衛御拂米代金相收候分、
一金貳分貳朱、	伊藤市郎兵衛御役扶持壹俵代金相收候分、
一金千貳百八拾六兩壹分三朱、	新領石代金御代官收之分、
一金貳千八百四拾七兩壹分壹朱、	舊領石代金右同斷、

- 一金壹萬九百拾壹兩壹分貳朱、御用達其外諸所御借入之分、
- 一金貳兩、御役用調達殘御代官收之分、
- 一金四兩三分貳朱、水車屋拜借之内相收候分、
- 一金拾兩壹分壹朱、大豆御拂代金御藏方收之分、
- 一金六百五拾三兩、市在夫食調達金御代官收之分、
- 一金四百八拾七兩壹朱、延拂米代金相收候分、
- 一金三兩貳朱、神谷四方之助並同傳之丞拜借金相收候分、
- 一金貳百五拾兩、在中極難之ものゝ安米御拂代金御代官收之分、
- 一金貳拾八兩貳分、御臺所雜金收之分、
- 一金三分、御勘定所右同斷、
- 一金貳分、吉田庄兵衛利足出精之分、
- 一金拾九兩貳分三朱、錢兩替ニ付錢方相收候分、

- 一金壹分、七日町小白川村妙見寺村建家冥加之分、
- 一金四百六拾壹兩壹分壹朱、買繼米代金相收候分、
- 一金貳百壹兩壹分三朱、三ノ丸畑年貢御勘定所收之分、
- 一金拾兩三朱、舊領借米代金御代官收之分、
- 一金五兩貳朱、新領借米代金右同斷、
- 一金三兩、買繼米六百俵銀三分差之分相收候分、
- 一金六兩壹分三朱、釋迦堂村冥加金御代官收之分、
- 一金壹兩三分貳朱、行澤村右同斷、
- 一金壹兩貳朱、宮町冥加米代金右同斷、
- 元合金三萬三千九百六拾壹兩壹分、

此拂。

- 一金壹萬千五百拾八兩壹朱、
- 江戶送金之分、

- 一金千貳百貳拾五兩貳分壹朱、
- 一金八兩貳朱、
- 一金六拾四兩、
- 一金拾九兩、
- 一金千兩、
- 一金五千七拾四兩壹朱、
- 一金三千貳百六拾三兩三分壹朱、
- 一金三分、
- 一金壹分、
- 一金壹兩壹分、
- 一金五拾貳兩、
- 一金四百八拾三兩貳朱、

御金奉行御雜用之分、  
 御長屋替御心付之分、  
 御目付御用金之分、  
 長病ニ付御心付被下之分、  
 御用達ハ月賦返濟之分、  
 御借入金元利返濟之分、  
 當座借元利返濟之分、  
 郡奉行並御代官詰所御陣屋ハ罷越候途中入用之分、  
 佐藤久太郎新宅開ニ付歡之肴差遣候分、  
 御代官手代ハ御心付被下之分、  
 嫁娶御心付被下之分、  
 御役料役扶持御買上代金相渡候分、

- 一金拾九兩三朱、
- 一金五兩三朱、
- 一金三兩三朱、
- 一金拾壹兩三分三朱、
- 一金壹兩貳分貳朱、
- 一金四兩壹分三朱、
- 一金壹兩三分貳朱、
- 一金四兩壹分三朱、
- 一金五兩、
- 一金貳朱、
- 一金五拾七兩貳分、
- 一金六兩貳分、

金談入用之分、  
 善左衛門殿清水帶刀勤番歸ニ付御用達ハ土產物代之分、  
 詰稽古場御心付之分、  
 御用達其外銀主共出會入用之分、  
 中間部屋頭並諸中間御心付被下之分、  
 文武傳相濟御料理並御酒吸物被下之分、  
 問屋助成金利足之分、  
 江戸送鮎粕漬諸入用之分、  
 式膳殿ハ年賦金相渡候分、  
 砧斃馬ニ付入用之分、  
 御馬飼料打切渡之分、  
 御用達其外暑寒見舞相贈候代之分、



- 一金九兩、
- 一金拾兩、
- 一金壹兩、
- 一金七兩貳分、
- 一金壹分、
- 一金八百三拾七兩三朱、
- 一金三拾壹兩貳分、
- 一金六拾六兩壹分貳朱、
- 一金九兩三分三朱、
- 一金拾六兩、
- 一金四拾九兩、
- 一金壹分、

引越勤番道中増旅籠御心付之分、  
 御神前打切渡之分、  
 拜郷周治外三人御料理被下之分、  
 羽黒山並酒田御藏屋敷迄御内用罷越候入用之分、  
 御代官役所被下看代之分、  
 年賦講懸戻之分、  
 士輕病死御心付被下之分、  
 江戸引越共勤番ニ付物價高値御心付被下之分、  
 酒田御藏屋敷大破ニ付御修覆入用之分、  
 御用達共御借入金骨折候ニ付被下反物買上代之分、  
 硝石買上代之分、  
 靈神様御祭禮ニ付神主支度代之分、

- 一金三分貳朱、
- 一金三分、
- 一金五兩貳朱、
- 一金壹兩、
- 一金拾三兩貳分、
- 一金壹分、
- 一金三拾壹兩三分、
- 一金壹兩三分壹朱、
- 一金壹兩三分、
- 一金貳兩壹分、
- 一金八千七百拾三兩壹分壹朱、
- 一金拾三兩貳分三朱、

御右筆筆墨料之分、  
 羽黒山院主御城下ニ逗留見舞差遣候菓子料之分、  
 畑地差上拜借之分、  
 木崎福太郎馬術入門ニ付拜借並謝禮被下之分、  
 類焼並近火之もの御心付被下之分、  
 献上大豆買入ニ付御心付被下之分、  
 去未年石代金過納ニ付下金之分、  
 去午年右同斷、  
 江戸送金賃銀之分、  
 中間口入世話料之分、  
 運送金元利並諸口年賦返濟之分、  
 酒田御藏番鈴木嘉十郎給扶持之分、

- 一金三兩壹分貳朱、  
御藏方札方献上方惣之者の御心付被下之分、
- 一金拾九兩、  
諸役所紙打切渡之分、
- 一金三兩貳分貳朱、  
吟味方上之山並米澤の罷越候入用之分、
- 一金貳兩壹分貳朱、  
槍術劔術稽古場道具繕代之分、
- 一金壹兩三分壹朱、  
御借入金取扱候歩横目御心付被下之分、
- 一金三分貳朱、  
郡方小頭並手代共の御心付被下之分、
- 一金五拾三兩壹分三朱、  
御内用金御勝手方の差出候分、
- 一金五拾五兩壹分三朱、  
御用達の會式御酒被下之分、
- 一金壹兩壹分、  
調達金下之節支度代之分、
- 一金八兩三分三朱、  
調達いたし候もの被下物買上代之分、
- 一金貳百兩、  
御役用調達御普請調達夫食調達下ヶ金之分、
- 一金拾兩、  
用急金相渡候分、

- 一金壹分、  
江戸表ニ而御守衛相勤候者の御心付被下之分、
- 一金拾貳兩壹朱、  
御用達の講事請之節御酒被下入用之分、
- 一金六兩貳分貳朱、  
調達いたし候もの御酒被下入用之分、
- 一金三百七拾兩三分二朱、  
柏倉米御買入代之分、
- 一金壹兩貳分貳朱、  
新建御長屋地祭棟上大工御心付等之分、
- 一金拾兩、  
上櫻田村拜借金之分、
- 一金四拾壹兩、  
御役被爲蒙仰候ニ付市在之者の御祝儀被下入用  
之分、
- 一金九兩貳分、  
次醫師共拜借之分、
- 一金壹分貳朱、  
種馬寶田預中糠代之分、
- 一金貳拾六兩、  
御用達の被下御印籠代之分、
- 一金拾四兩三分三朱、  
御用達共の被下反物眞綿鯉節代之分、
- 一金拾兩壹分三朱、  
御用達献上之馬江戸表迄差遣候諸入用之分、

- 一金貳兩貳分、
- 一金三分、
- 一金貳朱、
- 一金三兩、
- 一金五兩、
- 一金七拾貳兩、
- 一金九拾二兩、
- 一金三拾六兩貳分壹朱、
- 一金壹兩三分、
- 一金壹分壹朱、
- 一金貳兩三分貳朱、
- 一金貳兩、

御代官の調達金申付候節諸入用之分、  
 冥加取扱候郡方手代分御心付被下之分、  
 植木五郎兵衛江戸表ニ而御右筆被仰付御心付追渡之分、  
 神谷傳之丞勤番ニ付拜借之分、  
 遠洲萬解村喜平治の御借入金之内返濟之分、  
 兩替ニ付相拂候分、  
 異國船ニ付調達金之内下ケ金之分、  
 右同斷利足之分、  
 落合九郎兵衛市中廻ニ付當人並組之もの御心付被下之分、  
 役所算盤買上代之分、  
 四書五經買上之分、  
 夫食調達金元入違ニ付相拂候分、

一金壹朱、  
 拂合金三萬三千七百三拾七兩三分壹朱。

飯村給三郎御書役心得候ニ付筆墨料増之分、

差引殘、

金貳百貳拾三兩壹分三朱。

内。

百六拾貳兩三分、  
 六拾兩貳分三朱、

正金。  
 手形、

右者去酉年中御入用元拂御勘定如斯御座候以上。

戌二月。

編者曰。該資料は秋元子爵家所藏の記録にして、文政年間に於ける山形町方郡方の年中行事なり、  
 今同家の快諾を得て茲に掲載す。

山形町方郡方年中行事。

正月。

一元日御禮ニ罷出候之事。

一年中日々町廻リ郷足輕兩人ツ、南北隔日ニ相廻リ、別條無之段月番奉行中御宅江相届候事、尤變事等有之節モ其場所へ見廻リ是又相届候事。

但右廻リ之者牢屋日々見廻リ。

二日、

一上ノ山柏倉江年始飛脚郷足輕貳人ツ、差遣候事。

十日、

一十日町初市有之事。

但爲警固郷方四人罷出候、尤宿内ニ宿三軒有之御徒目付御足輕目付御先手小頭火方同心罷出候、役所カ三ツ道具手鎖差出之。

十五日。

一月次御禮有之。

但年中日勤ニ付御禮斷書差出置、今日カ壹人ツ、罷出候趣御徒目付へ斷候之事御在城中者貳人玄猪者三人ともニ。

十六日。

一御年寄中初御寄合有之。

同日。

一御條目拜見被仰付、地方物書郷足輕勤方御奉行中被仰渡有之。

同日。

一去十二月分荷口馬形役金錢御勘定所江相納候事。

但七月十八日納。

同日。

一寺院年禮御奉行中挨拶として郷足輕相廻候事、且挨拶書ハ直判書之者相認候事先例。

同日。

一毎年人別宗門改掛リ締方貳人町檢斷壹人、面附を以相伺被仰付候事。

同日。

一新抱郷足輕定番御年寄中御引掛、玄關前ニ而御目見之事御奉行中披露。廿七日。

一十日町辻箱訴開封ニ付郷足輕壹人罷越、人足ニ而役所江爲持之事。但毎月廿七日右同斷。

二月。

一役所内稻荷祭禮別當下役宅へ十日町吉祥院招呼、初穂貳百文赤飯煮染にて酒出し候事、委細別帳ニ有之。

三月。

一中旬頃町方水籠竈改として壹人ツ、出役之事。

但郷足輕貳人罷出候事、南北中と三日ニ相濟候之事、三日目ニ無滯相候段、御年寄中御用番御奉行中御月番江相届候事。

廿四五日頃。

一御領分町在立馬改として、馬形掛御足輕目付御厩下乗辻彌内出役之事。

右ニ付受取物左之通。

一半紙、貳帖。

一筆、貳本。

右受取相渡候事。

一雨具持人足壹人ツ、申付差出候事。

一右ニ付從役所廻狀差出文言左之通。

但七日町檢斷江差出候事。

覺。

鈴木七太夫。

鹽谷與兵衛。

辻 彌内。

宮 町。

小白川村。

新山村。

三日町。

南館村。

松原村。

狸森村。

四月十二日、

同日晝、

同日泊、

同十三日、

同日晝、

同日泊、

同十四日晝泊、

同十五日晝泊、

長谷堂村。

同十六日、

菅澤村。

同日晝、

飯塚村。

右者例年之通其町村立馬改として、出役いたし候間可得其意候以上。

西四月七日、 役所。判

右町村、

名主  
檢斷中。

廿五日。

一寺院宗判改として、朝五ツ時過役所出席之事。

一右改ニ付御朱印地拾貳ヶ寺。

專稱寺、光明寺、寶幢寺、成就院、光禪寺、柏山寺、法祥寺、寶光院、長源寺、

龍門寺、常念寺、行藏院。

是者平寺院と別間茶たばこぼん出ス、平寺院ハ白洲へ溜り着到順。

一上ノ間寺社町奉行壹人ツ、列座。

一二ノ間御代官壹人双方下役壹人ツ、寺社掛リ御先手小頭何茂替リ〜相詰。

一同間双方物書寺社町之分ハ帳面控印形取候事。

但通判書壹人ツ、罷出印形取之。

一町年寄寺院着到順ニ呼出之。

但町年寄差合之節ハ取ベリ檢斷勤之。

一同間江金御屏風立之。

是者前席ハ御納戸を借リ候事。

右改相濟惣町檢斷白洲ニおゐて、御奉行中御逢太儀之段被仰渡、掛リ檢斷三人者、別而太儀之旨町月番被仰渡之。

四月。

十六日立。

一米錢相場書寒河江へ遣候事。

一御年寄中御寄合之節、當年改御領分中宗門帳、不殘次之間へ差出置入御覽候事。

五月。

六月。

七月。

一七夕御祭ニ付八日役所出席之事。

九日頃。

一御用病人藥用貼敷御用醫頭取より爲書出、御勘定所を受取相渡候事。

一揚リ屋入常藏殿盆中藥代被下受取候事。

一盆中町方焚火見廻リ郷足輕貳人罷出候ニ付、ろうそく相渡候事。

一米錢相場書寒河江へ御飛脚之事。

八月。

覺。

三斗八升入、

一米壹俵、

同、

代壹貫四百七拾文位。

一糶米半俵、

代七百三拾五文位。

一諸入用掛りもの、

五百文位。

〆貳貫七百五文、

但新酒壹俵造。

此たり酒、

此賣代、

四斗程三貫三百六拾文、

壹升八拾四文賣ニシテ、

差引、六百五拾文。

右之通酒屋頭取傳吉金七積リ書出候ニ付猶相尋候處、諸入用掛り物は米搗賃日雇代薪代三口入用水割は八ツ水ニ仕入候由、尤水割之儀は一統ニハ相成兼其酒屋々々ニより相違茂有之候得共、先ツ大躰八ツ水位之由申聞之。

九月。

一御貢穀取立郷足輕六人差出候事。

但面附を以相伺被仰付候事、尤御先手四人御用組貳人被仰付候事。

右不殘會所ニ而誓詞被仰付候、御徒目付下役立會候事。

但二度目之者ハ前文爲讀聞計リ。

十月。

一升定之式左之通。

一玄關右之分御代官左之方下役下吟味封印方出座、玄關前土間左之方穀取立之面々



蕙を敷罷出。

一惣町在名主檢斷組頭不殘蕙を敷罷出、新米上中下之三俵差出、壹俵を切俵ニいたし少々ツ、盆へ取、穀取之者出席之面々江差出、何茂改相濟百姓罷出壹升樹ニ而計リ立、四斗五合入之俵ニあしらへ、右之俵を又切俵にいたし、此度は壹升も四斗五合入ニ計立俵ニ作り候節、中札を入俵ニ仕立封印小口印墨等いたし候事、三俵とも同斷。

右之式相濟何レ茂御升定相濟恐悅之段申上候事。  
覺。

一壹番糶堂、

百拾五俵。

一二番、

九拾貳俵。

一三番、

積入無之。

一四番、

百五拾俵。

一五番、

百貳拾七俵。

ハ、

一土藏、

米五百七拾貳俵、  
糶六百八俵。

合米五百七拾貳俵。

糶千九拾貳俵。

文政元寅十二月廿六日改。

十一月。

一五ヶ所。酒田、山形、東根、天童、左澤、米相場平均書付。

御料所年番へ申遣ニ付御飛脚之事。

右五ヶ所平均相場を以、御代官勘辨之上相場をこしらへ相伺、石代取極候之事。

一壹月内ニ御稱美申立書差出候事。

一年々定式申立左之通。

郷足輕、

六人。

右之者共穀取立出役出精仕候、依之御褒美被下置候様仕度奉存候。

郷組目付、

四人。

右之者共年中夜廻リ出精ノ相勤候、依之御褒美被下置候様仕度奉願上候。

染屋煙草屋掛リ、

名前計認。

右之者共年中染屋煙草屋出精仕候、依之御褒美被下置候様仕度奉願上候。

取締檢斷、

四人。

一米五俵ツ、。

右之者共例年之通御米被下置候様仕度奉存候。

同、

貳人。

一米五俵ツ、。

右同斷認。

根本利右衛門、今泉吉兵衛。

右之者共年中出精相勤候付、御褒美被下置候様仕度奉願上候。

辻 彌内。

右同斷認。

御用聞、 利右衛門、清十郎、傳八。

一米貳俵ツ、。

右之者共例年之通被下置候様仕度奉存候。

小荷駄町、 煙草屋世話役、市兵衛。

一米貳俵。

右同斷認。

横町、 染屋頭、太郎兵衛。

一米壹俵。

右同斷認。

何十一月、

郡方下役。

右之外御在城中御先供、其外臨時勤出精之者等、是又取調書出申候。

覺。

荷口改。

一金百貳拾六兩貳朱。

錢三百五拾貳貫七拾八文。

染屋改。

一錢四拾五貫貳百六拾文。

合金百貳拾六兩貳朱。

錢三百九拾七貫三百三拾八文。

右者去卯十一月分當辰十一月迄、諸御役金錢書面之通御座候以上。

辰十一月。

覺。

一錢三拾三貫九百九拾三文。

右者去卯十一月分當辰ノ十月迄、馬形役錢書面之通御座候以上。

辰十一月。

右二口認奉行中へ差出候。

十二月。

一御稱美御酒代被下大概。

一銀拾五匁也、

荷口馬形掛リ、

御先手小頭壹人。

一錢壹貫五百文、

馬形蚊掛リ、

御足輕目付壹人。

一錢三百文位、

染屋煙草屋掛リ、

郷方三人。

一錢七百文位、

辻 彌内。

一錢壹貫五百文位、煙草屋世話役、三日町、市郎兵衛。

右荷口掛リ御者頭立合ニ而申達候事。

一米貳俵ツ、御用聞、清十郎、利右衛門、傳八。

右盜賊方御者頭御出席御達之事。

右之外者郡奉行達之事。

但他之支配者其手々々ニ而申渡候處、午ノ暮方當役所より申立候稱美故、此方

ニ而申達候事ニ極ル、尤呼出者其支配へ掛合候事。

一都而被下物有之節御吟味方立會之事。

一錢三貫五百文、穢多へ被下。

内。

五百文、非人江被下。

右年々被下候事尤御沙汰無之共請取之事。

穢多、非人。

大寶寺内、勝五郎。寺内、虎右衛門。心綠寺内、松右衛門。

東根、權八。若木、金七。山口、團助。天童、團六。奈良澤、

久七。山寺、嘉平。東山、八藏。風間、五郎兵衛。上山、

市助。成澤、清五郎。

右十人近領非人。

近國目明。

天童、八五郎。喜兵衛。尾花澤、藤九郎。楯岡、運七。東根、

鍵藏。谷地、市兵衛。左澤、又藏。酒田、傳之助。鶴岡、

剛助。秋田、高橋五兵衛。越後村上、祐作。八幡堂、利左衛門。

五丁目、忠吉。上ノ山、源左衛門。忠内。津輕、橋本喜平。

伊達、政吉。同桑折、嘉藏。同八丁目、和七。同福島、元右衛門。

子分佐助。 同本宮、卯太郎。 同二本松、惣右衛門。 同白川、水戸屋。  
 喜四郎。 同白坂、佐吉。 宇都宮、福田屋。 源兵衛。 仙臺、太吉。  
 鹽竈、荒熊峰右衛門。 石巻、徳左衛門。  
 覺。

一金貳百五拾壹兩貳朱、 荷口改。

錢貳百貳拾七文。

一金七兩壹分、 染屋改。

錢三百三拾五文。

一金六兩貳朱、 馬形改。

錢四拾文。

金貳百六拾四兩三分。

錢六百拾貳文。

但去寅年の金七兩三分程増。

右者當卯正月の十二月十八日まで、大積勘定書面之通御座候以上。  
 卯十二月。

編者曰。左の資料は北村山郡大高根村大字富並寺崎氏文書より拾録せる者なり。

最上川早房ノ瀬破船濡米拂ひの事。

覺。

一皆濡米三百拾四俵。

此代金七拾八兩貳分、壹俵ニ付壹分宛。

一半濡米拾參俵。

此代金三兩壹分貳ノ六百文壹俵ニ付壹分貳百文。

ノ八拾壹兩三分貳ノ六百文。

右之通御拂被仰付難有奉存候、右代金當月中急度取立上納可仕候以上。

(文久元)

酉十一月、

寺崎永作。

栗田湖左衛門様。

早坂 常 治様。

覺。

一 濡米拾六俵三分五厘、廿分一被成下度奉願上候分。

代金四兩永八匁七分五厘。

一 錢貳貫五百文。川馴候もの共兩日必至と相働候ニ付、酒代被成下度奉願上候分、

〆四兩永八匁七分五厘貳〆五百文。

右之通御手當被成下度、乍恐偏ニ奉願上候以上。

富並村庄屋、

寺崎永作。

酉十一月、

栗田湖左衛門様。

早坂 常 治様。

御見分書。

一 破舟壹艘。

廻泊廻舟頭、  
仁兵衛。

此痛所左之通。

一 加ざし河の三間江掛大損し。

一 尤爲合目放を三尺余方穴明を。

一 桝板引放を。

一 艦前丁板刻を其外所々摺を。

右者上谷地郷御米穂請、去ル五日大久保川均出舟仕候處、水高ニ而早房瀬無心元存候間、同日大淀村下々に借舟仕、翌六日朝四ツ時頃類船一同増水主屋内乗仕、右早房瀬に乘下候處、淺瀬之拔石に乘上破舟ニ罷成、前出之通請御見分相違無御

座候、依之一札差上申處如件。

文久元年酉十一月九日、

右破舟頭、  
仁兵衛。  
同水主惣代、  
運助。  
類舟頭、  
萬助。

御出役、

栗田湖左衛門様。

早坂 常 治様。

覺。

一御米三百五拾俵。

内六俵、

濡米。

同拾三俵、

半濡米。

同三百拾四俵、

皆濡米。

同拾七俵、

流失米。

右者上谷地郷樽石村長善寺村兩所御收納米、酒田御下シ御雇被仰付、去ル五日積仕廻出船仕早房瀬上江泊リ、翌六日類船屋内増水主乗相之誰早房瀬乗下候處、洪水後之濁水ニ而目當は眩と分り兼候ニ付、一同氣を附相下り候處、西向江淺瀬江乗上ケ候ニ付、精力を盡し相働候得共、急流之難所故かさし破れ水船ニ罷成、既ニ御米ハ突崩レ可申と奉存候ニ付、漸々同所取外し候得共、横ニ流れ危相成候處、思ひ不寄小瀧村下□□□留リ、其内御人足等追々馳參リ、上ハ拼三拾俵程浮取候處、かさし水上江廻リ向又々艦邊打破リ候得共、多く之御人足ニ而段々岸江引寄御米取揚致候處、前書之通不足仕候付、猶又御人足共ニ九日迄水中相さリ候得共、水高ニ而流失仕奉恐入候、右最初ノ類船屋内廻増水高等仕御米大切ニ乗下候得共、右様之仕合何とも可申上様も無御座奉恐入候、依之連印奉差上候處仍而如件。

破船頭、  
仁兵衛。

同水主惣代、  
運 助。  
類船頭、  
萬 助。

前書御吟味之節私共罷出承知仕候、依之奥印形奉置候。

庄屋、  
寺崎 永作。  
組頭、  
兵吉。

山實買入之事。

覺。

一山實四拾八俵、

內三拾九俵、

同三俵、

同六俵、

。。

買主、  
五郎助。

當村分 壹俵九十文ツ、。

山内村買入之分。

田澤村同斷。

右之通買入仕候處相違無御座候、當暮御定法之御運上取立上納可仕候以上。

(文久二)  
戌八月。

大山守、  
高橋三郎兵衛。  
富並村庄屋、  
寺崎 永作。

長松次郎右衛門様。

森 虎右衛門様。

水漆賣出願之事。

乍恐奉願上候御事。

一水漆七貫目入四樽。

越後國關口村荷主、  
龜 吉。

右之通當村ニ而搔漆出來候、米澤通會津江爲差登申度奉存候、御出判御叶被成下  
度奉願上候、尤御定法之御役水取立上納可仕候以上。  
(文久二)  
戌閏八月。

苗木守、  
寺崎 善藏。  
富並村庄屋、  
寺崎 永作。



村山郡中惣代申合議定之事。

今般大會合拙者共出席及評議候ヶ條左之通。

一於酒田湊是迄相掛候湊役之外、當節新規上下通荷物之分、見積代金を以金百兩ニ付金三兩三分取立候趣相聞、右ニ商人共々出金致シ可申事ニハ候得共、根元一郡惣百姓共江抱候儀ニ付、差止方向々御掛合相願候而ハ御手数ニ相成候間、御料所々其向御役所江申立、酒田湊御役人中御懸合相願候積申合候事。  
但シ右入用等以之追々可及評議候事。

一本議定五ヶ條之内、當郡々江戸表ニ及出訴候一件、可成丈國元和談整候儀取扱候之積申合候處、猶又及談儀候義ハ御吟味筋ヶ格別、地方之外村の相續ニ抱候一件等ニ而、其餘金銀差引又ハ右準候小出入等ニ者抱間敷、乍去小事ニ候共難澁申出候分ハ取扱候積ニ候事。

一取扱候一件之儀ニ付、衆評之上其向々惣代大庄屋衆江及相談候節も、其向々當人江厚異見扱受候様爲致得心、尤其向々惣代大庄屋衆を爲目附爲立會扱人と人撰之上一郡惣代之名目を以、訴答願意篤ト取糺趣意立之儀ニ至リ候而ハ、再三衆評自然示談不行届其御筋之御調ニ相成共、一郡之恥辱ニ不相成候様、至當之場合能々辨別研究之上、双方江相達幾重ニも内濟整候様深切取扱可申事。

一内濟相整候ハ、扱人飯料と双方の爲差出、謝義も一切無用若破談ニおよひ候節と扱人飯料且一件破談出府之上訴答之者の申立、扱人復呼寄ニ相成候道中、並江戸逗留中諸入用將亦（附札、本文之内訴答方申立變人御呼寄ニ相成候分ハ道中並江戸逗留中之諸入用訴答方爲差出候様取極候事）御奉行所之思召を以御召出ニ相成候節ハ取扱候始末、一ト通申立早速引取候様いしし、右入用衆評之上割合可申事。

前書之通評議仕候處相違無之、尤寺社領江ハ最寄會所の及通達、一郡和熟安穩相續出來候様可被致候、爲後鑑連印議定仍而如件。

慶應二年

羽州村山郡柴橋附郡中惣代、

名主、堀米四郎兵衛。

寒河江附郡中惣代、

名主、仁右衛門。

名主、義左衛門。

名主、武助。

尾花澤驛兼東根附郡中惣代、

名主、石塚與右衛門。

北目附郡中惣代、

名主、阿部儀右衛門。

柏倉附郡中惣代、

取締、折原市十郎。

山野邊附郡中惣代、

名主、奥山助左衛門。

北口兼横山附郡中惣代、

名主、寺崎永作。

漆山附郡中惣代、

大庄屋、那須彌八。

山形附郡中惣代、

取締、北條長左衛門。

檢斷、尾關甚平。

上山附郡中惣代、

大庄屋、會田太郎左衛門。

左澤附同斷、

大庄屋、小國久右衛門。

長瀨附同斷、

名主、植松傳三郎。

天童附同斷、

大庄屋、佐藤彌三郎。

嘉永五子年十二月廿三日。

衣服之儀前々被 仰出候通、彌以堅相守綿服相用可申事。

但女帶腰帶ニ鶯賊金入等、今以相用候者も有之候様相聞召之事候、役筋之者見當次第取押候様急度申付候間、心得違無之様可致候。

一音信贈答堅無用たるべく事。

但諸藝師範之も此へ手輕之品謝禮相贈候儀ハ不苦、其外暑寒重キ吉凶之節ハ組

親之向ハ不苦候得共、可成丈手輕ニ致し手作殺生之品、又ハ價百銅位を限取受可申旨被仰出候、先年貳拾四銅限リ與被仰出候得共、人情黙止りゝき事も有之哉與、右之通被仰出候處、何時も兎角百銅限與申所ニ落付候様相聞、甚以御趣意ニ致相違候、依之以來改而貳拾四銅取受可申、尤懇意一通並役柄向ニ付而之贈もの、一切無用たるるき事。

一家督跡式を始御用召轉役被仰付、其外都而慶事ニ付客挨拶等手傳罷越候近親之家内限小蓋取交候儀ハ格別、祝儀ニ罷越候面々同役同勤たり共酒差出候儀、已來可爲無用事。

一轉役被仰付候節、席々ニ寄爲祝儀誥席へ酒差出候向も有之趣相聞候、是又以來無用たるべく、尤初番入泊り番等酒肴持參候儀ハ猶又無用候事。

但輕之共番入親參開等、猶以手張候様相聞甚以恐之事候、畢竟頭之不行届、右之事ニ而依之組支配有之面々、已來急度申付置候様可致事。

一同役同勤之者始而相招候共、一汁一菜酒肴三種にかきるへき事。

但膳配御定被仰出椀數出候様、手作殺生之品可相用事。

一慶事ニ而近き親類懇意之者相招候節、前條趣よりも手輕可致事。

一御用談並同役相寄候節、及刻限一飯又ハ酒差出候共不苦可致手輕事。

一文武之稽古事、或ハ寄候待内談ニ而打寄指候節、前條カも猶手輕ニ相心得、相互  
勘辨致し合可申事。

但惣而酒差出候共強合候儀有之ましく事。

一年季佛事卅代兩親ハ格別、忌懸リ之親類相招候儀不苦候、尤一汁一菜手輕肴二種  
ニ限リ可申事。

一同斷之節酒一切可致無用之旨度々仰出候得共、讀經之中勝手宜敷ニ而酒差出候向  
も有之候哉と相聞不埒之事ニ而、以來も同様有之候ハ、主客共急度可被仰出候、  
尤手輕之菓子差出候儀不苦事。

但佛前江手輕之菓子野菜相贈之儀ハ、忌掛之者且存生中格別懇意ニ致し候向ハ  
不苦事。

一同斷之節卅代兩親たり共、都而寺へ勝手汝以相頼候儀ハ格別之事。

但回向料三百石以上世代之分五百銅ニ限リ、其外三百銅貳百銅、右以下卅代之  
分ハ三百銅、其外貳百銅志次第可致事。

一江戸勤番並他所江罷越候節、餞別土産物堅停止之事。

一御家中端々之者共、吉凶ニ而茶立杯と名付、近所祖母り、共相招、客同様之料理  
差出し、及酒宴候事も有之様相聞、甚以無謂事候、已來決而可爲無用事。

一年始暑寒惣而廻勤之儀、兼而被仰出も有之候所、近年ハ又々親疎なく猥り相勤  
候様相聞、一向無理事ニ而已來頭々、並師範を親類又ハ格別懇意候者ハ不苦、其  
外不及勤候事。

右之通被仰出候上ハ、一統堅相守候ハ勿論之事候得共、聞目押移候得ハ自然と油

斷出來弛様ニ相成候間、銘々寫取内々江張置忘却無之様可致事。

右之通嘉永度之以御趣意、此度御家中江嚴重被仰出候間、士農之差別ヲ篤と相辨御趣意相守候様、御支配所村々江無洩御申諭可被成候以上。

七月、古川新八郎。

田口赴太郎殿。

被 仰出書之通差送候間、其村々廻達濟候へハ、其郷宛所江相納候様可有之候以下。

(明治三)

八月朔日、檜岡 清藏。

横山附、

最寄村方中。

○

口達書 (尾花澤出張所記録)

一其地之商業等模様ニ寄、毎日或ハ隔日或ハ毎月六回、若クハ三度郵便相通候、差別可有之筈ニ付、豫メ其用途御定有之度事。

一飛行脚夫賃錢ハ一ト時五里行ニテ何程、三里行ニテ何程、且夜増等各其他宜ニ就キ、前以精紙之御取調之度事。

一本道脇往還凡毎驛壹人ツ、郵便御用所扱人御申付置有之度候事。

但身元相應正直ニして御用向精勤可致もの、相選候義ハ勿論有之候事。

一往還筋ニ無之候凡分廳有之地歟、或ハ市場等ニテ郵便肝要之地ハ、是亦壹人ツ、郵便御用取扱人御申付置有之度事。

但同斷。

一總而郵便御用所扱人ト、近傍在之多ク往還之便宜ヲ得候、業体之ものを相選申度事。

但從來飛脚渡世をいさし候ものへ其選ニ不當事。

一郵便御用ニ取扱所ハ扱人自宅、或ハ他日陸運會社トナルヘキ見込之場所ヲ相用候様致度事。

一改正郵便規則、並取扱規則之部相廻し候間、郵便御用取扱人御申付、可相成モノニ夫々壹部ツ、御渡、前以熟讀理解いし居候様御世話有之度事。

但部數不足候ハ、御申達次第猶相廻可申事。

一右規則中不審之廉ハ、巡廻官員親シク説諭可致旨御達書有之度事。

一郵便御用取扱人ハ其品ニ寄、自分格式ヲも被下候筈ニ付、巡廻官員ハ當精撰可致義も可有之、其節無差支様代人之豫備有之度事。

一右取扱人とも御手當筋之義も、巡廻官員其他ニおゐて相定可申筈ニ付、其旨御達置有之度事。

一相對陸運會社取建傳馬所廢止之方法も、巡廻官員へ御打合有之候様、前以諸般御取調置有之度事。

壬申三月、

驛遞掛。

一郵便規則書、四十部 白川縣、置賜縣、酒田縣、若松縣。

但白川驛より若松通留迄、山形より久保田まで巡路驛々之内、前之通御渡申候。

壬申三月十日、

望月驛遞權少屬。

坪井驛遞權少屬。

本紙ハ驛遞寮官員兩名巡廻之宿次ニて、白川ハ若松通酒田マテハ坪井權少屬、山形ヨリ久保田迄ハ望月權少屬、巡廻之積ニ渡達有之候、兩名共當月十五日發程。

前驛々略ス、上野山十日町、松原、山形旅籠町、天童、長崎、本飯田、土生田、屋花澤、名木澤、舟形、新庄、金山、及位。

以下久保田迄驛略ス。

○ 村山郡第貳拾九區三番富並村年中產物取調書。

一米千七百貳拾三石壹斗五升。

内千三百四拾壹石五升、

御物成貢米。

同三百八十貳俵壹斗、

作德米。

此分ハ人馬千六百人江貳俵半宛、壹人ニ付飯米積リ之米也。

一大麥、拾七石五斗。

一小麥、拾石五斗。

一大豆、三拾五石。

一小豆、拾石七斗。

一荏、三拾六石。

一菜種、

一胡摩、三斗。

一大根、村方ニ而相用候丈ケ作附仕候。

一菜、右同斷。

一茄子、右同斷。

一木瓜、右同斷。

一大角豆、右同斷。

一二度豆、右同斷。

一午房、あし。

一人參、あし。

一鶏、八拾尾。

一柿、凡六百俵。

一楮、千貫目。

一青苧、三拾五貫匁。

一蕎麥、村方ニ而相用候丈作附仕候。

一酒、五拾四石貳斗。

一醬油、追而。

右之通當村去去年一ヶ年產物、大凡積リ取調差上申候以上。

壬申四月。

百姓代

黑沼金四郎。

組頭

青柳三太郎。

同

增川武兵衛。

同

大場佐之助。

同

工藤 登助。

高橋 利吉。

齋藤門兵衛。

狩野 助七。

山形縣御役所。

編者曰。此の資料は北村山郡袖崎村大字本飯田安達家文書のうちより謄寫せる者なり。

廻 狀

此度諸產物並諸稅取調爲差登候様東京表申來、就而者一村限諸產物諸稅定納物、其外共別紙雛形之通巨細取調、來八月朔日迄日限無相違差出可申、此廻狀村名下へ令請印早々順達留リ村々可相返をの也。

已七月廿二日、東根御役所。



宮崎始、

下向村々、

何村。

何山何ヶ所、

山年貢。

何年貢。

何役。

青苧畑役。

何役。

稼人誰。

同誰。

無年季、

一永何貫何百文、

右同斷、

一永何百文、

右同斷、

一永何拾文、

右同斷、

一永何拾文、

無年季、

一永何拾文、

右同斷、

一油絞何軒、

此冥加永何百文。

一酒造何軒、

此冥加永何百文。

一質屋何軒、

同誰。

此冥加永何百文。

此外村々ニ寄小物成諸定納種々可有之間、巨細可書上候。

右何廉ニ從前々定納仕來ニ御座候。

一大工職、何軒。

稼人誰。

一木挽職、何軒。

同誰。

一指物職、何軒。

同誰。

一鍛冶職、何軒。

同誰。

一左官職、何軒。

同誰。

一何職、何軒。

同誰。

此外村々ニ寄諸職人種々可有之間、巨細可書上候。

右職分之者共、何也ニ農業之間ニ相稼罷在、無冥加ニ御座候。

一柿、

何本。

一桃、

何本。

一漆、

何本。

是七漆之實代或者漆代前々分定納之分。

一山桑、

何本。

是者村々蠶養相用候歟、又七賣拂候歟巨細可書上候。

一楮。

此反別、何反步。

一何。

此反別、何反步。

此外村々ニ寄諸產物種々可有之、巨細可書上候。

右ニ當村諸定納物、並諸產物諸職人等迄書上可申旨被仰出候ニ付、巨細取調書面

之通相違無御座候、依之此段奉申上候以上。

○ 議定書。

當村若衆中昨年世話方相廢候處、諸事不取締勝ニ付、今般若者共一同評議之上世話方相定、且御役場ニ取締役兩人更ニ御設置被下、向後都而兩人之指揮を請、諸事取斗心得違無之取締相立候様可致旨被御申聞候ニ付、一同承知畏議定取極仕候條目左之通。

議定。

一火防御用意龍吐水番被御申付候、就而七萬一非常之節、誰レ彼レを不論駈付次第早速持出し、其場ニ至リ必至と相働き候様、一同堅く相心得候事。

附隣村非常之儀有之節と、伺之上御差圖ニ隨ひ可申事。

一村内屋敷並銘々所持地江植付候、實果を始メ作付候物盜取候儀と勿論、持林持野

等之木草ニ至迄、都而隠伐隠刈等堅く不致、若心得違を以隠取候儀有之候ハ、仲間中深く詮議を遂、村方議定書通可取計事。

附隠取候もの有之見當候ハ、無用捨捕押へ兼而從御縣廳被仰出候、建置ハ杭木江縛附取締役方江可申出、若見遁し追而其事相知を候ハ、本人同類あるる事。

一婚禮並年賀等之祝儀ニ而被招候事有之之節も、聊猥リケ間敷儀決而不可致事。

一人ヲ恨ミ蔭障リ等も勿論、同志を結び徒事等決而致るらざる事。

附徒事都而壹人二人之所業より、若者一同之名目相拘候間、屹ト其本人相糺取締可致事。

一御神祭且諸興行等有之、自他之諸人相集リ候節、他村ものに對し口論等申掛間敷儀も申も更也、譬へ他村之者も無理非分之儀申掛候共相成丈勘辨いふし、若無餘儀次第候ハ、其譯柄取締方並世話方江可申出、自己之争ひ決而致間敷、亦村

方ニ而諸興行等催候節も、取締方江申出候上取斗可致事。

附他所之もの共喧嘩口論等出來候ハ、早速双方取定メ示談取斗可致事。

一他所御神祭且諸興行ニ參候節、何方之ものニ不寄口論等被掛候も、追而汚名ニ不相成事之勘辨いふし、是非難遁節といへとも、必理不盡強勢之働き致間敷候事。

附不量も喧嘩口論之事出來候節、仲間中其事件聞流し遁を歸り候儀致間敷、聞附次第早速取寄取鎮メ、穩便之斗ひ可致事。

一上宿下宿ト取締役、並世話方相立居候得共、異儀ある次第ニ無之、素々一同心ニ有之候處、動をハ別村之様ニ相心得候族も多分中ニも有之、甚以心得違之事ニ候間、向後何儀ニよらば睦合相談之上取斗可致事。

附若者仲間之内ニ而、若爭論之事等出來候ハ、早速取宥メ後日互遺恨不含様取斗可致事。

一心得違之節如何様之糺請候共、恨ミハ致間敷事。

右之條目堅く相守可申候、若萬一心得違右ヶ條等相犯し候もの有之候ハ、仲間之内ニ而嚴重相糺し屹ト取締相立候様可仕候、依之仲間一同議定書如件。

明治五年壬申九月。

一 村山ニ而春柴切之儀鎌苧堅可爲無用事。

一 草苧之儀も田植前馬ニ而壹駄苧可爲無用、早苗振後ニ候共馬壹疋ニ付朝草壹駄丈ヶも可勝手候得共、土用明ニ不相成中も置苧堅無用之事。

一 芝苧之儀も貳百廿日頃之節、役場ヶ被仰渡次第鎌入可致、其以前茅苧堅無用之事。一 かくま苧之儀も舊習ニ聊之苧端を附、自分苧場と准置候儀以來不相成候事。

本紙之通當村若衆中一同評議之上議定被建置候得共、事柄ニ寄科料左ニ確定仕候得とも、其次第二寄難黙節も、一同評決之上本紙規則之通可致候事。

議定。

都テ前書犯シ候者爲科料、

一生酒、

五拾盃。

外ニ肴料トシテ金壹圓也。

但喧嘩口論ハ自己相發シ候節ハ、科料ハ勿論其節之諸入費等都而本人江爲差出候事。

前書之通爲科料相定置候共、貧福不被掛壹人ニ付爲差出候間、右科料若衆中一同堅ク相守、右様之不体裁致間敷候事。

一 草苧之義田植前ニハ一脊苧、但し晝上リ夜上リ之節ハ、壹束貳束迄ハ可爲勝手候得共、一日苧ハ無用之事。

馬ニ而苧候共三束迄ハ可爲勝手候得共、束ヶ壹駄持不相成候事。原ニ而苧候共、長草丈ハ可爲勝手候得共、短草苧ハ不相成候事。

但し土用過ニ相成候ハ、晝草置苧等も可勝手事。是ハ土生田村ニ而若者共議書役場ヶ御下ヶ渡候書面之寫。

明治八亥七月三十一日□□□殿ヶ内分ニ而拜借いもし寫取置候也。

附 録

袖 中 雜 録

山縣之花市

羽前最上の山かたの町は入口より出口まで家軒をならべ建續二里餘町あり、此際の名産とする物は漆晒蠟紅花是等なり、中にも紅花の市とて其の花のさかりには、古坂といふ所より檜下といふ所までは十一里か間の在々谷々みな紅花を作て營とする、是を山の内花といふ。朝なごに摘て此町の花市へ持きたりて、金銀穀物あるひは鹽そのほか所に乏き品々を交易する事、毎日老若男女群集をなして夥し。此紅花を買取人を花師といひて諸國より入こみくる事なり。是を倭にして京都あるひは大坂または御當地へも送る事なり。……東國旅行談……

- 昔も同じ紅花染は色がさめても氣が残る。
- 白齒娘と紅花染は氣毛に揉まれて色がつく。
- 紅花染なら色よくそまれ色がよければ氣がいさむ。
- 紅花染なら今晚かぎりあすの晩から薄くなる。

山形經濟志料 第三集終

附 録

袖 中 雜 録

山形經濟志料 第三集終

山縣之花市

羽前最上の山かたの町は入口より出口まで家軒をならべ建續二里餘町あり、此際の名産とする物は漆晒蠟紅花是等なり、中にも紅花の市とて其の花のさかりには、古坂といふ所より檜下さいふ所までは十一里か間の在々谷々みな紅花を作て營する、是を山の内花といふ。朝なごに摘て此町の花市へ持きたりて、金銀穀物あるひは鹽そのほか所に乏き品々交易する事、毎日老若男女群集をなして夥し。此紅花を買取人を花師といひて諸國より入こみある事なり。是を倭にして京都あるひは大坂または御當地へも送る事なり。……東國旅行談……

- ◆昔も同じ紅花染は色がさめても氣が残る。
- ◆白齒娘と紅花染は氣毛に揉まれて色がつく。
- ◆紅花染なら色よくそまれ色がよければ氣がいさむ。
- ◆紅花染なら今晚がざりあすの晩から薄くなる。

袖中雜錄の一篇は、山形市外小白川村住佐藤勘治郎翁の秘藏にして、表紙に「袖中雜錄」「嘉永五壬子年正月」、裏書に「駿河國建穂寺産志津賀書之」とあり、當地方の古事來歴を知るに最も絶好の記録なれば、今翁の快諾を得て茲に掲載することゝはなしぬ。(編輯子)

袖中雜錄

目次

- 一 日本物成之覺……………一
- 一 日本御城米高……………七
- 一 松平大和守殿御代役物法度覺……………一〇
- 一 松平清三郎殿御代官所……………一三
- 一 太田半左衛門殿御代官所……………一四
- 一 山形町高……………一五
- 一 郷村高……………一八
- 一 新知高……………二五

袖中雜錄の一篇は、山形市外小白川村住佐藤勘治郎翁の秘藏にして、表紙に「袖中雜錄」「嘉永五壬子年正月」、裏書に「駿河國建禮寺産志津賀書之」とあり、當地方の古事來歴を知るに最も絶好の記録なれば、今翁の快諾を得て茲に掲載することゝはなしぬ。(編輯子)

### 袖中雜錄

#### 目次

一 日本物成之覺	一
一 日本御城米高	七
一 松平大和守殿御代役物法度覺	一〇
一 松平清三郎殿御代官所	三
一 太田半左衛門殿御代官所	四
一 山形町高	五
一 郷村高	八
一 新知高	五



一山形御城……………	二七
一山形城下町丁數……………	二七
一山形より近國へ道法並方角……………	二九
一山形御關所通筋……………	三三
一日本寺社御朱印高……………	三三
一山形寺社御朱印……………	三四
一山形無印寺……………	三七
一郊外御朱印寺……………	四一
一山形御領主捷覽……………	四三

### 袖中雜錄

#### 日本物成之覺

一二拾壹萬六千七拾石	田畑八千九百六拾壹町	山城
一四拾四萬四千百三拾四石	田畑七千五拾五町	大和
二三拾萬八千八百五拾七石	田畑壹萬九百七拾七町	河內
一拾三萬八千七百九拾石	田畑四千百貳拾町	和泉
一貳拾九萬九千九百貳石	田畑壹萬六千三百三拾七町	攝津
一五拾七萬貳千七百八拾六石	田畑壹萬九千貳拾四町	伊勢
一九萬九千五百五拾四石	田畑四千五拾五町	伊賀
一壹萬七千八百四拾石	田畑四千九百拾七町	志摩
一八拾三萬貳千百二拾石	田畑三萬三千四百五拾町	近江

一五拾八萬千五百貳拾三石	田畑壹萬五千四百四町	美	濃
二三萬八千七百六拾四石	田畑六千六百五拾六町	飛	彈
一八萬五千九拾石	田畑三千百三拾九町	若	狹
二四拾四萬貳千五百七拾石	田畑壹萬二千五百三拾六町	加	賀
一貳拾壹萬六千八百九拾壹石	田畑八千四百七拾九町	能	登
一五拾三萬六千三拾七石	田畑壹萬貳千三百九拾九町	越	中
一四拾五萬六拾石	田畑貳萬三千七百三拾九町	越	後
一貳萬五百九拾石	田畑四千八百七拾町	佐	渡
一二拾八萬五千七拾石	田畑壹萬八百五拾町	丹	波
一拾貳萬三千百五拾石	田畑壹萬八百五拾町	丹	後
一拾貳萬三千九百六拾石	田畑八千拾六町	但	馬
一拾三萬千六百四拾九石	田畑八千拾六町	伯	耆

一貳拾萬三千四百七拾石	田畑九千九拾六町	出	雲
一拾三萬千六百四拾九石	田畑千拾六町	因	播
一拾貳萬七千三百七拾石	田畑七千拾貳町	石	見
一壹萬千八百貳石	田畑六百貳拾四町	隱	岐
一貳拾二萬七千七百拾五石	田畑貳萬千貳百三拾六町	播	磨
一二拾貳萬七千七百拾五石	田畑壹萬千六百拾六町	美	作
一貳拾八萬六千貳百石	田畑壹萬參千貳百六町	備	前
一貳拾貳萬七千八百九拾四石	田畑壹萬八百拾三町	備	中
一二拾三萬八千八百三拾八石	田畑九千貳百九拾八町	備	後
一二拾五萬九千三百八拾四石	田畑壹萬七千八拾四町	安	藝
一拾六萬四千四百貳拾石	田畑七千六百七拾七町	周	防
一拾三萬四千五百拾九石	田畑四千七百六拾四町	長	門

一三拾九萬五千四百貳拾石	田畑七千百拾九町	紀	伊
一六萬三千六百貳拾壹石	田畑貳千八百七拾町	淡	路
一拾八萬六千七百五拾石	田畑五千貳百四拾五町	阿	波
一拾七萬千八百拾五石	田畑七千九百四拾壹町	讚	岐
一三拾八萬千六百四拾石	田畑壹萬四千八百貳拾五町	伊	豫
一貳拾萬貳千六百貳拾七石	田畑六千七百七拾三町	土	佐
一五拾貳萬貳千五百貳拾石	田畑壹萬九千七百六拾五町	筑	前
一三拾萬二千八拾五石	田畑壹萬三千三百七拾七町	筑	後
一三拾三萬七百四拾石	田畑七千五百七拾町	豐	前
一三拾七萬八千九百九拾貳石	田畑壹萬三千貳百貳拾壹町	豐	後
一六拾七萬千四百三拾七石	田畑壹萬三千四百六拾貳町	肥	前
一五拾七萬貳千九百八拾石	田畑壹萬三千四百六拾貳町	肥	後

一貳拾八萬八千五百八拾九石	田畑八千貳百拾八町	日	向
一拾七萬八百貳拾八石	田畑四千七百七町	大	隅
一三拾壹萬五千貳百五拾壹石	田畑壹萬五千百貳拾壹町	薩	摩
一壹萬五千九百八拾貳石	田畑六百貳拾町	壹	岐
一貳萬五千石	田畑六百貳拾町	對	馬
一五拾貳萬石	田畑七千五百二町	尾	張
一三拾三萬六千石	田畑七千五拾四町	三	河
一貳拾八萬石	田畑壹萬貳千九百六拾貳町	遠	江
一二拾五萬石	田畑壹萬九百六拾貳町	駿	河
一九萬九千三百五拾三石	田畑貳千八百拾四町	伊	豆
一八拾四萬石	田畑五萬九千九百貳拾町	武	藏
一拾九萬四千貳百石	田畑壹萬四千四百三拾六町	相	摸
		五	

一九萬千七百七拾九石	田畑四千三百六拾貳町	安	房
一三拾七萬八千八百九拾石	田畑貳萬貳千三百六拾六町	上	總
一三拾九萬三千貳百九拾石	田畑三萬貳千三拾八町	下	總
一貳拾五萬三千六百石	田畑四萬貳千三拾八町	常	陸
一五拾四萬八千六百石	田畑貳萬九百九拾六町	信	濃
一四拾六萬八千石	田畑貳萬八千五百三拾四町	上	野
一四拾六萬四千石	田畑貳萬七千四百六拾町	下	野
一百八拾貳萬九千石	田畑四萬五千七拾七町	陸	奧
一八拾七萬石	田畑三萬八千六百貳拾八町	出	羽
一六拾八萬貳千六百五拾四石	田畑貳萬三千五百七拾六町	越	前
一貳拾四萬貳千石	田畑貳千八百拾四町	甲	斐
一貳千貳百拾四萬三千四百三拾三石	田畑九拾九萬四千貳百七拾四町		

日本御城米高

一壹萬石	山城淀	一壹萬石	大和郡山
一壹萬石	攝津尼崎	一三千石	和泉岸和田
一三千石	丹波笹山	一貳千石	同龜山
一五千石	丹波福地山	一二千石	石見淀田
一壹萬石	播磨姫路	一三千石	同明石
一五千石	備後福山	一千石	豐後木津
一三千石	同府内	一壹萬石	肥前唐津
一五千石	同島原	一三千石	近江水口
一五千石	同膳所	一貳萬石	同彦根
一五千石	美濃大垣	一千石	同岩附
一貳千石	美濃加納	一壹萬石	伊勢桑名

一千石	同	龜山	一三千石	三河吉田
一千石	同	西尾	一千石	同 荻谷
一三千石	同	岡崎	一貳千石	遠江掛川
一二千石	同	横須賀	一三千石	同 濱松
一貳千石	駿河田中	一千石	一千石	信濃川中島
一貳千石	同 松本	一貳千石	同	同 小室
一貳千石	同 下諏訪	一千石	同	同 伊奈
一壹萬石	越後高田	一七千石	相模小田原	
一三千石	武藏川越	一三千石	同	忍
一三千石	同 岩附	一貳千石	上野高崎	
一三千石	同 前橋	一千石	同 館林	
一千石	下野壬生	一五千石	同 宇都宮	

一千石	同	大田原	一貳千石	下總關宿
一三千石	下總古河	一貳千石	同	同 佐倉
一三千石	陸奥岩城	一五千石	同	同 白川
一三千石	同 二本松	一七千石	同	同 會津若松
一千石	出羽上ノ山	一五千石	出羽山形	

右守護人詰置く

一五千石	山城京二條 衆預り	一五千石	近江大津 同斷
一拾萬石	攝津大坂 同斷	一千石	近江永原 同斷
一壹萬石	攝津高槻 御代官	一千石	尾張勢田 同斷
一五千石	甲府 同斷	一千石	駿河蒲原 同斷
一壹萬石	同 町奉行	一三千石	伊豆三島 御代官
一貳千石	相模藤澤 同斷	一千石	武藏神奈川 同斷

參拾六萬八千石

松平大和守殿御代役物法度物之覺

- 一青苧三拾五貫百目入 此役金壹步 壹 駄
- 一紅花三拾貳貫目入 此役金壹步五百文 壹 駄
- 一直綿三拾貳貫目入 此役金壹貫五拾壹文 壹 駄
- 一漆四拾貫目入 此役錢壹貫五拾壹文 同 斷
- 一鳥 此役金壹步 同 斷
- 一葉煙草三拾貳貫目入 此役錢貳百文 同 斷
- 一切煙草三拾貫目入 此役錢四百文 同 斷
- 一胡麻壹石 此役錢貳百文 同 斷
- 一蠟四拾貫目入 此役錢壹貫五拾壹文 同 斷

右之小割

- 一青苧壹貫目ニ 貳拾六文 一紅花壹貫目ニ 四拾七文
- 一真綿壹貫目ニ 八拾壹文半 一蠟壹貫目ニ 貳拾六文半
- 一漆壹貫目ニ 貳拾六文半 一紬壹端ニ 三拾六文
- 一布壹端ニ 三拾五文 一鴈壹羽ニ 三拾五文
- 一鴨壹羽ニ 拾八文 一雜鳥壹羽ニ 拾五文
- 一葉煙草壹貫目ニ 六文二分半 一切煙草壹貫目ニ 拾貳文半

已上

無役之覺

- 一青苧壹貫目迄無役 一紅花 右同斷
- 一漆 右同斷 一真綿 右同斷
- 一蠟 右同斷 一切煙草 右同斷
- 一葉煙草拾斤迄 同斷 一紬五端迄 同斷

一布 右同斷  
一鷹貳羽迄 同斷

已上

從山形他所江不出物

一錢 一鉛 一鐵 一鹽硝 一紙 一荏油 以上

大石田ニ而役物之覺

一青苧三拾八貫目入 此役銀七匁 壹 駄

一紅花三拾貫目入 此役銀六匁 同

一蠟漆四拾貫目入 此役銀八匁 同

一眞綿三拾貳貫目入 此役銀八匁 同

右者先規之通

一荏油 壹駄 此役丁錢百文 一水油 同 此役京錢三十五文

一胡麻 壹駄 此役京錢七拾文 一紅花青苧蠟漆眞綿 右者壹貫目迄無役

一大豆小豆紙葉煙草

右四品ニ宿主手形ニ兩人加判ニ而相通可申者也

寬文九年己酉十月十二日 主 馬

勘 解 由

大石田村

惣右衛門

七郎右衛門

松平清三郎殿御代官所

一山野邊六千五拾六石 阿部安右衛門

一谷地壹万五千三百拾貳石 福永彦九郎

一寺津九千拾八石 木村助右衛門

一楯岡壹萬三千五拾三石  
一大石田七千百三拾三石  
一尾花澤貳萬三百五拾三石  
一延澤六千八百三石  
一白岩八千貳拾壹石  
八万五千七百五拾石  
已上

本間三郎兵衛  
河原久太夫  
岩月與右衛門  
清水小左衛門  
竹内市太夫

長瀨年寄

福永彦九郎  
川井德兵衛  
阿部七郎左衛門

太田半左衛門殿御代官所

一寒河江貳萬三百八拾石  
一長崎七千九百八拾石  
八貳万八千貳百拾六石  
以上

磯 彦七郎  
内田太郎兵衛

内田太郎兵衛  
高間 藤七郎  
梶 喜藏  
川島利右衛門  
磯 彦七郎

山形町高  
一九百三拾五石四斗八合  
一四百五拾七石貳斗六升

十日町  
二日町



一九百六拾九石壹斗貳升三合 八日町  
 一千八拾九石四斗六升七合 同日町  
 一千三百八拾三石八斗八升 五日町  
 一六百三拾九石三斗四升 上町  
 一五百四拾五石三升五合 鐵砲町  
 一百七拾壹石七斗五升 六棋町  
 一五百貳拾三石壹斗貳升四合 鐵砲町  
 一五拾石壹斗 弓町  
 一三百四拾貳石三升 小荷駄町  
 一千四拾六石六斗貳升九合 三日町  
 一九百三石八斗六升壹合 百姓町  
 一貳百五拾四石四斗貳升八合五勺 横木町

一四百拾貳石八斗五升 七日町  
 一三石四斗七升壹勺 柳町  
 一六百石四斗壹升 旅籠町  
 一三百四拾貳石九斗三升 六日町  
 一八拾貳石三斗五升 四日町  
 一四百拾石六斗貳升 小橋町  
 一千七拾貳石四斗五升三合 北香町  
 一六百七拾四石九斗九升七合 北新町  
 一千四百壹石貳斗貳升五合三勺 宮町  
 一千三百四拾壹石壹斗五升四合壹勺 同町  
 一三百八拾五石貳斗三升 銅屋町  
 一五百貳拾四石貳斗壹升五合五勺 皆川町

一 八百九拾五石四斗五升八合  
 一 貳百六石四斗貳升七合  
 一 七百五拾六石八斗七升九合  
 一 百五拾五石五斗貳合  
 一 八拾五石四斗壹升  
 一 百三拾八石四斗五升  
 一 拾八石三斗六升  
 一 百四拾壹石貳斗六升  
 一 九百貳拾四石壹斗貳合  
 一 二万百九拾壹石壹斗八升九合壹勺  
 鄉 村 高  
 一 八百貳拾九石八斗

下條町  
 蠟燭町  
 諏訪町  
 地藏町  
 桶町  
 專稱寺町  
 檜物町  
 銀町  
 下條町  
 青野村

一 五百六拾九石六斗六升  
 一 七百四拾五石壹斗七升  
 一 九拾九石七斗二升  
 一 千貳百五拾三石九斗  
 一 五百三拾三石五斗貳升  
 一 四百貳拾壹石七斗六升  
 一 千四百拾八石三斗三升  
 一 千三百七拾貳石四斗壹升  
 一 千四百九拾八石八斗九升七合  
 一 三百三拾八石九升壹合  
 一 八百九石貳斗八升  
 一 六百七拾壹石七斗八升

高野木村  
 大野目村  
 風間村  
 落合村  
 今塚村  
 印役村  
 長町村  
 青柳村  
 山家村  
 双月村  
 前田村  
 小白川村

一九百拾貳石七斗三升  
一五百七拾貳石壹斗  
一五百九拾貳石六斗  
一五百六拾貳石三斗貳升  
一貳百六拾三石八斗  
一百七石七斗七升  
一八拾八石三升  
一九百石九斗四升  
一七百五拾八石五斗三升  
一九百壹石六斗五升三合  
一四百三拾壹石三斗壹升  
一八百七拾四石五斗八升九合

妙見寺村  
釋迦堂村  
下寶澤村  
上寶澤村  
行澤村  
新山村  
關根村  
平清水村  
小立村  
青田村  
本木村  
中櫻田村

一千六百五拾貳石七斗六升  
一千六拾壹石九斗八升  
一三百八拾石三斗四升  
一九百三拾九石壹斗貳升  
一九百三拾九石壹斗貳升  
一五百九拾六石六斗三升  
一千八百九拾四石壹升  
一四百三拾六石四斗六升  
一四百八拾四石六斗六升  
一百五拾七石七斗六升  
一貳百拾七石五斗八升  
一百三拾七石八斗九升

沼木村  
松原村  
黑澤村  
片谷地村  
吉原村  
金谷村  
谷柏村  
上櫻田村  
岩波村  
草谷倉村  
土坂村  
神尾村

一千百三拾壹石八升  
 六百五拾四石貳斗七升  
 六拾八石三斗五升  
 一百六拾六石貳斗七升  
 四百貳拾五石六斗三升  
 一千三百貳拾壹石四斗八升  
 一千百三拾六石七斗八升  
 一千六百八拾三石四斗四升  
 六百三石三斗九升  
 八百拾八石八斗六升  
 四千三百三拾九石五斗六合  
 一百貳拾六石四斗八升四合

上野村  
 飯田村  
 山野神村  
 高湯村  
 山田村  
 南館村  
 半郷村  
 成澤村  
 下櫻田村  
 二位田村  
 長谷堂村  
 狸森村

一八拾八石五斗三升  
 一三四拾石壹斗壹升  
 一五百三拾五石八斗四升  
 一七百九拾貳石三斗九升  
 一八百八石九斗八升  
 一貳千九百九拾貳石九斗貳升  
 一三千五百七拾六石壹斗四升  
 一九拾壹石六斗三升  
 一貳百貳拾六石四斗七升  
 一三百貳拾七石五斗壹升  
 一四百七拾壹石四斗貳升  
 一貳百拾六石貳斗貳升

小白府村  
 津金澤村  
 前明石村  
 菅澤村  
 古館村  
 柏倉村  
 村木澤村  
 深澤村  
 瀧平村  
 築澤村  
 北作村  
 畑谷村

一六五拾貳石三升九合 大石田村  
 一貳千百六拾七石九斗四升 志戶田村  
 一貳千三百七拾壹石九斗九升 門田村  
 一四百七石三斗壹升 常明寺村  
 一九百四拾三石壹斗六升 反田村  
 一千六拾八石六升 大塚村  
 一千七拾五石三斗九升 若木村  
 一千三百三石三斗壹升 樵澤村  
 一三百四拾貳石九斗三升 三河宿村  
 一千八百三拾八石六斗七升 船町村  
 一三百五拾壹石三斗九升五合 吉野宿村  
 一百四拾三石壹斗五升 新田村

一九百拾貳石貳斗壹升 陣場村  
 一千五百六拾五石貳斗七升 江俣村  
 一九百四拾三石五斗五升 上樵澤村  
 一貳千百九拾五石七斗 飯塚村  
 六万七千六百三拾九石七斗壹升八合 以上  
 新 知  
 一八百拾石壹斗貳升九合 要害村  
 一千三百四拾三石六斗三升壹合 根際村  
 一六百五拾三石壹斗貳升 大蕨村  
 一五百拾六石貳斗三升五合 高楯村  
 一六百拾壹石七斗五升壹合 土橋村

同庄山形郷

同庄山形郷

一 四百三拾九石七斗九升貳合

岡村

一 三千三拾壹石七斗四升

藏増村

一 六百貳拾貳石七斗四升六合

大清水村

一 三百六拾九石九斗貳升三合

今町村

一 七百四石五斗六升七合

窪野目村

一 百七拾七石六斗九升九合

高野村

一 六百七拾六石壹斗四升五合

中野目村

一 四拾貳石三斗貳升五合

藤内新田村

九千九百九拾九石七斗三升三合

町村合九万七千八百貳拾九石六斗四升壹勺

外二

一 拾三石壹斗五合

六尺給米

一 壹石八升

山年貢

一 永貳貫三百三拾六文

小物成

一 鑿貳貫四百文

柴步錢

以上

山形御城鳥居左京亮忠政公御築

御本丸 東西壹町三拾間  
南北壹町三拾貳間半

二之御丸 東西四町貳拾七間半  
南北五町

三之御丸 東西拾三町五拾七間半  
南北拾八町五間

三之御丸御門拾壹口

山形城下町丁數

七日町口  
十日町口  
鏡小路口  
北肴町口  
稻荷塚口  
小谷口

横町口  
八日町口  
小橋町口  
下條口  
飯塚口

上町<sup>ノ</sup>銅町迄五拾三町壹間 小荷駄町<sup>ノ</sup>銅町迄四拾貳町四拾間半  
 南之端ニ而東西 拾七町四拾五間半上町<sup>ノ</sup>小荷駄町迄  
 北之端ニ而東西 拾壹町九間半藥師町より下條町まで  
 中程ニ而東西 七町拾七間七日町大手より地藏町地藏前迄  
 上町六町三拾八間五日町三町五間八日町五町拾六間半十日町六町三拾壹間  
 但し十日町南之端<sup>ノ</sup>札辻迄四町三拾三間半札辻<sup>ノ</sup>十日町北之端まで壹町五拾七間半  
 上町<sup>ノ</sup>十日町札辻迄拾九町三拾貳間半横町貳町四拾五間 七日町三町  
 旅籠町六町拾三間 六日町貳町參拾間  
 宮町九町拾九間 銅町貳町三十貳間 十日町札辻<sup>ノ</sup>銅町迄三拾壹町拾貳間半  
 小荷駄町壹町貳拾九間 三日町五町拾七間 夫町貳町貳拾貳間 肴町五町拾九間  
 下條町貳町拾六間 三日町誓願寺前<sup>ノ</sup>七日町本陣迄拾三町  
 十日町<sup>ノ</sup>銅町迄三拾五町五拾四間半 但し壹里六町四拾間半なり

上町<sup>ノ</sup>四日町迄三拾八町五拾三間半 上町入口<sup>ノ</sup>七日町本陣迄貳拾七町拾五間  
 七日町本陣<sup>ノ</sup>下條町出離迄貳拾壹町三拾五間半  
 町中丁數合百九拾九町拾貳間 但し表町裏町横小路共ニ  
 町家持合千九百貳拾六人 町軒數合貳千三百七拾五軒

右者延寶六年十月御改也

山形<sup>ノ</sup>近國江道法井方角

- 一 奥州仙臺江卯方 拾八里九町
- 一 同國岩沼江辰方 拾六里
- 一 同國岩城平江辰巳方 五拾壹里二拾貳町
- 一 同國相馬江辰方 貳拾六里廿七町
- 一 同國三春江申方 參拾五里四町
- 一 同國福嶋江 貳拾貳里半

- 一同國桑折江 拾九里
- 一同國白石江辰方 拾五里貳拾貳町
- 一同國會津若松江未申方 貳拾九里
- 一同國二本松江辰方 貳拾九里
- 一同國棚倉江辰方 四拾五里餘
- 一同國白河江午未方 四拾五里四町
- 一同國築澤江 貳拾壹里半
- 一同國南部森岡江丑寅方 四拾九里
- 一夷松前江 百貳拾壹里
- 一津輕領小とまりと云所より松前江舟にて渡也
- 一常州水戸江巳方 六拾里廿五町
- 一野州宇都宮江未方 六拾六里半

- 一越州村上江申方 四拾貳里
- 一同中山江申方 五里拾八町
- 一同米澤江未方 拾貳里半
- 一同庄内松山江戌亥方 廿八里廿四町
- 一同酒田江亥方 三拾貳里六町
- 一羽州上ノ山江未申方 三 里
- 一同高畑江子方 拾壹里
- 一同新庄江戌亥方 拾六里
- 一同鶴岡江亥子方 三拾壹里廿四町
- 一同由利本庄江亥子方 六拾四里廿貳町 酒田通り五拾壹里
- 一同龜田江子方 六拾貳里八町 酒田通り五十四里八町
- 一同秋田久保田江子方 五拾五里半 酒田通り五拾四里六町



- 一羽洲秋田横手江子方 三拾五里六町
- 一同津輕弘前江子方 五拾六里半
- 一同最上東根江 六里
- 一同長瀨江 六里半
- 一同漆山江 貳里拾三町
- 一同天童江 本馬百拾文 歩夫五拾五文 三里半
- 一同舟町江 七拾四文 三拾七文 二里拾三町
- 一同新山江 六拾四文 三十三文 貳里十町
- 一同關根江 八十六文 四十九文 三里
- 一同松原江 四十九文 貳十五文 壹里半

以上

山形御關所通筋

- 松原江 戸米澤會津上ノ山越後 長谷堂 米澤 畑谷 米澤
- 狸森米澤 新山 仙臺 高野 仙臺 山寺 仙臺
- 關山 仙臺 大石田 秋田庄内 酒田松前
- 日本寺社御朱印高
- 一天台宗 三万貳千五拾五石 三百五拾三ヶ寺
- 一眞言宗 五万貳千貳百七石 九百拾九ヶ寺
- 一齋家宗 貳万千六百七十七石 四百拾貳ヶ寺
- 一洞家宗 壹万六千百三拾三石 百六ヶ寺
- 一淨土宗 壹万四千九百十七石 百六ヶ寺

一律宗 壹万三千九百八十三石 六拾貳ヶ寺  
 一法花宗 三万九百八十九石 百六十八ヶ寺  
 一時宗 三千八百八十九石 百七ヶ寺  
 一山伏 貳千五百八十九石 百壹ヶ寺  
 一淨土真宗 千三百五十貳石 五拾八ヶ寺  
 一神社 拾四万貳千九百七十九石 九百貳拾八ヶ所  
 已上

寺社領合三拾三万九千九百九十石

寺社合三千三百拾壹ヶ寺

山形寺社御朱印

一千三百七十石 真言宗 大黒山寶珠院 寶幢寺  
 一貳十四石 同 無量山遍照院 誓願寺  
 一六百八十九石 同 平地山建立寺 成就院

右之内百二十九石者社家二十一人配當

一貳拾石 同 彌勒山慈尊院 龍福寺  
 一拾四石 同 延命山薩埵寺 地藏院  
 一拾石 同 大日山正福院 新山寺  
 一三百貳十石 天台宗 金光明護國山藥王院 柏山寺  
 一貳百七十石 同 明圓山形照寺 寶光院  
 一八十六石 同 平地山 如法堂  
 一八十五石 同 花光院 護摩堂  
 一五十五石 同 壽量院 內御堂  
 一三十石 彌陀領 金鳥山 正樂寺  
 已上六ヶ寺

一貳百石 禪宗 瑞雲山法祥寺

一貳百五十石	同	天瀧山	光禪寺
一百八十石	同	登鱗山	龍門寺
一百石 <small>黒印</small>	同	淵室山	長源寺
一三十石	同		正覺寺
一貳十石	同		建昌寺
己上六ヶ寺			
一百石	淨土宗	義光山明王院	常念寺
一千七百六十石	時宗	返照山	光明寺
一三十貳石	同	白米山	正明寺
以上貳ヶ寺			
一百五十石	修驗宗	最上山	行藏院
一五十三石	同	南林山	明秀院

一貳拾八石	同	來吁院	
一四十四石	同	宗福院	
一拾四石	同	明覺院	
一貳百五十九石	八幡神主	父主計	神保河内守
一拾九石	同社人	父藏人	武田日向守
一拾四石	同社人		松田藤右衛門
一拾五石	同社人		松田源兵衛

己上四人

貳拾八ヶ寺社家四人 御朱印六千貳百七拾九石

山形無印寺

一眞言宗	五佛山如來寺	吉祥院
一同	遮那山	月山寺

一真言宗  
一天台宗  
一禪宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗

平極山寶藏院  
正湯山蓮乘院  
金花山慈光寺  
柳向山傳昌寺  
清水山清林寺  
清松山松岸寺  
鐵溪山石泉寺  
空慶山常林寺  
玉翁山法昌院  
藏龍山藏龍院  
高寶山勝因寺  
幡林山法恩寺

一同宗  
一同宗  
一同宗  
一同宗

以上拾四ヶ寺

一淨土宗

一同

一同

一同

一同

一同

貞享元甲子十月開基

長樹山靜松寺  
稻荷山正德寺  
圓能山泰藏寺  
寶雲山大龍寺  
引接山來迎寺  
無量山壽泉寺  
來迎山攝聖院念佛寺  
紫光山極樂寺  
往生山淨光寺  
授斗山迎接寺

一同  
一同  
一同  
一同

以上拾貳ヶ寺

一時宗

一法花宗

一同

一同

一同

以上四ヶ寺

高 照 山 西 念 寺  
天 神 山 專 光 寺  
遍 照 山 成 願 寺  
正 覺 山 梵 行 寺  
返 照 山 實 相 寺

水 澤 山 向 泉 寺

妙了山玄照院 大 寶 寺

本春山中正院 淨 光 寺

妙 法 山 本 久 寺

法喜山真授院 玄 妙 寺

四〇

一淨土真宗

一同

一同

以上三ヶ寺

一同

專稱寺門往寺内

拾貳箇寺

五拾箇寺

寺社合七拾八箇寺社家四人

郊外御朱印寺

一貳百七十石

真言宗

小白川村拂鬼神神照寺

威 德 院

一百四十九石九斗餘

同

平 鹽 村

平 鹽 寺

一千四百貳十石

天台宗

但一山配當

山寺村

立 石 寺

一貳千八百十二石

真言宗

但一山中配當此内清僧修驗二分也

慈 恩 寺

一九石	天台宗	漆山村千手別當	吉	祥坊
一百石	禪宗	山家村佛母山	金	勝寺
一六十石	同	千歲山	万	松寺
一六石六斗	修驗宗	中野山	大	藏院
一三石八斗	同	寶澤村	三寶	乘院
一壹石貳斗	淨土真宗	中野村	淨	蓮院
一拾四石	時宗	小白川村	西	光寺
一拾七石	修驗宗	妙見寺村	妙	見寺
一百貳十七石四斗	同	大沼村	大	行院
以上				
〆四千九百八拾六石九斗				

四二

山形御領主捷覽

永和元卯年隱居遊行十代ノ上戒師出家號共阿上人

一四拾万石	最上修理大夫兼頼	延文元丙申年ヨリ
一百廿万石	同 出羽守 義光	
一百廿万石	同 駿河守 義親	
一百廿万石	同 源五郎家信	
一廿四万石	鳥居左京亮 忠政	元和八壬戌年ヨリ
一廿四万石	同 伊賀守 忠恒	寛永五戊辰年ヨリ
一廿四万石	保科肥後守 正之	寛永十四丁丑年ヨリ
一十五万石	松平大和守 直基	正保元甲申年ヨリ
一給五万石	松平下總守 忠弘	慶安元戊子年ヨリ
一九万石	奥平大膳大夫昌能	寛文八戊申年ヨリ

四三

一九万石	奥平美作守 昌章	寛文十二壬子年ヨリ
一十万石	堀田下總守 正仲	貞享二乙丑年ヨリ
一十万石	松平大和守 直矩	貞享三丙寅年ヨリ
一十万石	松平下總守 忠雅	元祿五壬申年ヨリ
一十万石	堀田伊豆守 正虎	元祿十三庚辰年ヨリ
一十万石	堀田内記 正春	享保十四己酉年ヨリ
一十万石	堀田相模守 正亮	享保十六辛亥年ヨリ
一六万石	松平和泉守 乗佑	延享三丙寅年ヨリ
一御公料四万石支配	前澤藤重郎	明和元甲申年ヨリ
一六万石	秋元但馬守 涼朝	明和五戊子年ヨリ
一六万石	秋元攝津守 永朝	
一六万石	秋元左衛門佐久朝	

一六万石 秋元但馬守 志朝 天保十己亥年七月廿七日御入部

一五万石 水野越前守

出羽國村山郡山形御城主御代々

四十萬石 一最上修理大夫兼賴

人皇五十六代清和天皇十五代之苗裔任出羽國按察使將軍人皇九十九代後光嚴院御宇延文元丙申年八月六日山形江入部人皇百代後圓融院御宇康曆元己未年六月八日逝去號光明寺殿成光就公其阿延文元年ヨリ康曆元年迄山形知行之事凡二十四年至出羽守義光凡十一代世々四十万石ヲ領す

百二十萬石 一最上出羽守義光 義守長男

人皇百六代後奈良院御宇天文十四乙巳年誕生及長て武威衆よ秀國中を風靡を自百二拾万石を領す但出羽ニ而八十万石余奥州伊達郡ニ而四十万石余領すと云後

任少將江戸將軍家ニ忠在人皇百八代後陽成院御宇慶長十九甲寅年正月十八日六十九歳ニ而逝去號光禪寺殿玉山道白大居士 一説ニ玉山白公と云々

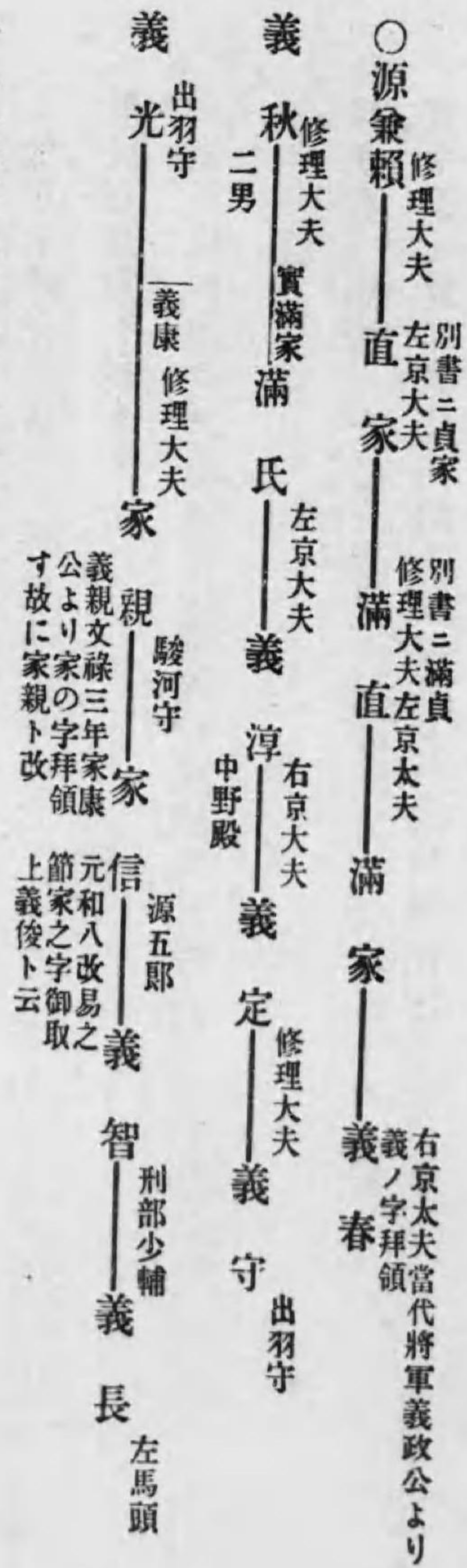
百二十萬石  
一最上駿河守義親 義光長男後  
號家親

被叙四品侍從 後家康公始而賜御諱字

百二十萬石  
一最上源五郎家信 家親長男後  
號義俊

人皇百十代明正天皇御宇元和八壬戌年八月廿四日江戸より早飛脚に而領地沒収被仰付候趣申來ル左就尙成犯科にて如此被仰付候哉未詳一説ニ嗣子無之故大族一旦に滅と云へり當家之末流今江戸ニ而御旗本交代寄合衆之内最上齋宮郷信と號して江州蒲生郡大森五千石を領と讒ニ其系譜殘せり

最上家略譜



一鳥居左京亮忠政彦右衛門尉元忠長男

父彦右衛門尉元忠ハ總州矢作庄岩ヶ崎之城主十二萬石を領と（四年秀吉公を豊國大明神ト諡ス）慶長五庚子年會津御陣之節將軍家之依御下知伏見之御城を守る所石田治部少輔三成大軍を以て襲ふ元忠戰を盡とといへども不叶同八月朔日於伏見城討死と依此切ニ長男左京亮忠政ニ十二萬石之加恩都合廿四萬石にて慶長七壬寅年奥州岩城平江國替被仰付元忠爲菩提從將軍家於岩城一ヶ寺御建立有



長源寺と號し百石の御朱舉を賜ふ其後元和八壬戌年九月晦日羽州山形江國替被  
仰付同十月十三日忠政山形へ入部長源老隱從與之依之山形ニ而新ニ壹ヶ寺建立  
有之岩城之寺號を移し今の長源寺是なり殊ニ黑舉百石を宛行ふ御城引渡之節上  
使永井右近御目附伊丹播磨守

其後忠政繩張を以て城を築く今の在城是なり野州宇都宮城主本田上野介正純迷  
意の聞へ有之城地被召上元和八壬戌年十月當城へ御預ケニなる御本丸の向東南  
ニ當り上野介屋敷土藏井等有之所持之武具馬具等納之と云り今ニ屋形土藏も絶  
果只石礎のミ殘るり

寛永五戊辰年九月五日逝去號俊嶽院殿四品峰山玉雄大居士

廿四萬石  
一鳥居伊賀守忠恒 忠政長男後  
左京亮と號す

寛永五戊辰年家督相續上使間部左京御目附松田善左衛門同十四丁丑年八月減少

被仰付三萬石ニ而信州高遠江國替兩代よて以上十六年領也

鳥居家略譜

本國三河  
○平忠吉 農見大臣重高苗裔鳥居法眼  
重氏嫡男六條廷尉爲義外孫鳥居忠  
氏十五代之孫也  
伊賀守總州岩ヶ崎城主

元忠 彦右衛門尉童名鶴之助  
總州矢作庄岩ヶ崎城主十二萬石領  
於伏見城討死

忠政 左京亮四品童名新太郎  
先考之功よ依て十二萬石加恩都合  
廿四萬石ニて慶長七壬寅年奥羽岩  
城平へ移元和八壬戌年羽州山形江  
移ル入部同年十月十三日

忠恒 左京亮四品童名新太郎  
寛永十四丁丑年減少被仰三萬石ニ  
て信高遠江移忠恒實子無之舍弟  
忠春爲養○一説ニ忠恒寛永十三  
年江戸ニテ死去代繼無之届延引舍  
弟主膳正家昌

忠春 主膳正童名鶴之助  
信州高遠城主三萬石 忠政末子

忠常 兵部少輔後號左京亮  
減少被仰付一萬石ニて能州西海へ移

忠則 左京亮童名彦松後號彦右衛門  
永祿八乙亥年一萬石加恩都合二萬  
石よて江州水口へ移

忠英 伊賀守童名采女  
正徳二壬辰年一萬石加恩にて都合  
三萬石野州壬生へ移

忠瞭 丹波守實右則二男童名熊千代  
野州壬生城主三萬石

忠孝 從五位下  
伊賀守童名熊千代  
享保廿丁卯年家督野州壬生城主三  
萬石

忠高 石播磨守童名新太郎

一保科肥後守正之

正光男實  
台徳院殿秀忠公御九男

寛永十四丁丑年八月信州高遠山形へ國替上使松平出雲守松平右衛門大夫御目附數野傳藏領知已上七ヶ年寛永廿癸未年奥州會津へ國替但此間壹ヶ年御公料と成當未の御物成へ御公料御藏へ納候也  
未之八月申四月迄地方へ御公料御代官松平清左衛門支配御城番へ御本丸岩城但馬守二之丸六郷伊賀守三之丸酒井左衛門尉

保科家略系

本國信濃  
從往古保科家信州高遠を領中續而  
慶長五庚子年再領保科彈正忠信州  
高遠城主

正光 肥後守

正之

肥後守正四位左中將實台徳院殿秀忠公第九男東照大權現御孫也始而賜御家號並御紋也叙三位依因辭叙任四位左中將蒙大猷院殿家光公御遺命奉補佐嚴有院殿家綱公也寛永十四丁丑年八月山形へ移同廿癸未年八月奥州會津若松へ移

正經 筑前守從四位侍從奥州會津城主

正容

肥後守正四位左中將奥州會津城主  
實正經弟

正貞 肥後守正四位少將奥州會津城主

容綏

肥後守從四位中將寛延三庚午年十一月家督奥州會津城主廿三萬石

十五萬石  
一松平大和守直基 越前中納言秀康公六男

正保元甲申年四月越前大野山形へ國替 上使御目附衆不知城受取 三好采女正 沼田四郎衛門 義光御代黒印之寺社へ御朱印ニ被成下度之願出ル慶安元戊子年播州姫路へ國替領知已上五ヶ年系圖末ニアリ

十五萬石  
一松平下總守忠弘 姫路少將下總守長男

慶安元戊子年播州姫路山形國へ替上使青山藤藏城受取役人 奥平土佐 同縫之助御目附牛込 忠左衛門寛文八戊申年野州宇都宮へ國替領地已上廿一ヶ年系譜末ニ出ス

九萬石  
一奥平大膳大夫昌能 美作字忠昌長男

寛文八戊申年十一月十五日野州宇都宮山形へ國替上使溝口源左衛門御目附小幡又兵衛城受取與平圖書同主馬

寛文十二壬子年七月二日江戸ニ而逝去

一 奥平美作守昌章 昌能男實五島淡路守成勝 二男 幼名小治郎

貞享元甲子年七月九日山形へ入部同二乙丑年八月廿二日野州宇都宮へ國替兩代

領知己上十八ヶ年貞享元甲子年春御本丸之内一文字矢倉崩シ入部前之譜請成就

と同十月旅籠町來迎山攝聖院念佛寺開基

奥平家系譜

上野國奥平郷ヲ領シ故赤松ヲ改メ出奥平又兒玉ヲ改軍配團扇ヲ家紋トス上 秘ヨリ參州へ移リ津久手ニ住ス貞俊八十一歳卒法名榮繁實子貞久家督之

源貞久

村上天皇皇子具平親王十二代赤松 播磨守源則景十代奥平監物八十一 歳逝去法名道頓

貞昌

監物天正四年乙未四月廿日八十五歳ニ而卒法名道閑

貞勝

監物此時今川衆ヲ口神君へ奉屬 也八十四歳ニて文祿四乙未十月九 日卒法名道文

貞能

美作守號牧庵

信昌

美作守濃州加納領十萬石

家昌

大膳大夫 賜御諱字 母ハ東照大權現御長女加納姫君號 盛徳院殿慶長六辛丑年野州宇都宮 へ移十萬石

忠昌

美作守四品賜御諱字依家光公台命 家綱公將補佐元和五己未年總州古 河へ移同八壬戌年野州宇都宮へ移 十一萬三千石

昌能

大膳大夫 寛文八戊申年減少被仰付九萬石に て羽州山形へ移

昌章

美作守童名小次郎實五島淡路守盛 勝二男貞享二乙丑年壹萬石加恩都 合十萬石にて野州宇都宮へ移

昌成

大膳大夫四品 元祿十丁丑年丹後宮津へ移享保二 丁酉年一萬石加恩都合十一萬石に て豊前中津へ移

昌敦

大膳大夫豊前中津城主減少被仰付 十萬石

昌廉

大膳大夫朝散大夫寶曆八戊寅年家 督豊前中津城主十萬石

一 堀田下總守正仲 正俊長男

貞享二乙丑年九月十日下午總古河山形へ國替上使村瀬伊左衛門二千五百石御目附 谷帶刀千五百石

貞享三丙寅年七月十六日奥州福島へ國替之趣申來ル同日先達而崩を候御本丸一文 字矢倉又候崩を候國替之飛脚と同日也九月中普請ニ取掛り十月中旬ニ成就を家系

末ニ見

十萬石

一松平大和守直矩 直基長男

三萬石加恩都合十萬石ニ而播州姫路一説に豊後の日向がさあり山形江國替貞享三丙寅年十月廿

三日御城請取ニ大和守家老安福右衛門上使佐久間右衛門御目附荒尾平次郎

元祿五壬申年七月晦日五萬石加増都合十五萬石にて奥州白川へ國替領知以上七ケ

年

十萬石

一松平下總守忠雅 忠清長男初號左膳

元祿五壬申年七月奥州白川山形へ國替御上使御目附衆不知

同十二己卯年八月十三日下總守忠雅十七歳ニて入部同十一月十九日御奉書到來ニ

付同廿四日山形發駕十二月三日江戸着右ニ國替被仰付候上意有之由

元祿十三庚辰年正月十三日備後福山へ國替領知己上九ケ年

同十二日晚飛脚到來忠雅妹婿松平宮内少輔忠尚へ新知二萬石拜領被仰付候趣申來  
ル忠尚ハ松平和泉守乘久長男今上州小幡城主二萬石領是なり

十萬石

一堀田伊豆守正虎 實正仲弟

元祿十三庚辰年奥州福嶋山形へ國替同十月朔日御城引渡

上使 桑山三郎右衛門 用人 磯野五郎右衛門

若林奎左衛門

御目附 川口 源左衛門 同 伊藤七郎右衛門

池浦甚五左衛門

城受取

右兩士九月晦日笹谷通新山村晝休未中到着十月朔日引渡相濟同日己上刻出立歸路

笹谷通元祿十四辛巳年八月朔日入部 享保十三戊申年大坂御城代蒙仰同十四己酉

年正月上坂之節同月廿二日龜山之驛にて逝去

十萬石

一堀田内記正春 正虎長男

享保十四己酉年正月家督同十六辛亥年二月九日逝去無入部

十萬石

一堀田相摸守正亮 實正春弟

初左源治と號と部屋住新知三千石拜領舍兄内記正春逝去ニ付享保十六辛亥年二月十三日家督任相摸守新知三千石御取上先代之通十萬石安堵享保十八癸丑年七月朔日入部延享三丙寅年御老中被仰付一万石加恩都合十一万石にて同五月下總佐倉へ國替

六萬石

一松平和泉守乗佐 左近將監乘邑長男

延享三丙寅年下總佐倉山形へ國替同五月七日御城引渡上使戸田彌十郎御目附小倉十兵衛寛延元戊辰年八月十三日入部同九月十二日山形寺社謁禮翌十三日當寺并近來先例之通謁禮寶曆十四甲申年六月九日江府邸第一御奉書到來則登城之刻を四品大坂御城代蒙仰三別西尾へ國替被仰付候趣同十五日飛脚にて申來ル  
寶曆甲申年六月十三日明和と改元之由廻觸當御城と奥州會津若松之城主松平肥後

守在番被仰付町在地方へ御公料に成御代官前澤藤十郎支配之由同七月九日廻觸同九月廿八日三州西尾へ國替

奥州會津若松城主廿三萬石

家老二千七百石

手代山形陣屋詰

一松平肥後守容綏

武川助右衛門

長谷部秀右衛門

山形御城在番

堀越千藏

小林番右衛門

御代官

一前澤藤十郎

篠原戈吉

山形町在四萬石御公料ニ相成候分支配

明和元甲申年九月廿八日霽上使松平藤十郎御目附松田喜右衛門立合御代官前澤藤十郎松平肥後守家老武川助右衛門松平和泉守家老水野宗右衛門杉戸次郎右衛門御城地引渡相濟

九月十六日着同廿八日引渡し相濟同日申ノ下刻出立  
上使 松平藤十郎

旅宿 小清水庄藏

右同断

一御目附 松田善右衛門

旅籠町 旅宿 後藤小平治

右兩士へい諸寺院見廻なし

御代官 前澤藤十郎

同 佐久間善藏

九月廿五日諸寺院直參或の代僧を以旅宿へ見廻

御城番 武川助右衛門

同 十日町

諸寺院見廻なし 佐藤長右衛門

但壹年切交代城外之者城内へ出入を禁む其後二三ノ丸新田開發被仰付候ニ付從江  
戸表御下知城番と御本丸斗相勤諸番方御本丸御殿へ引拂  
小清水庄藏脇へ陣屋立

江戸表の御下知之由よて御城内二三ノ丸之四壁樹木御居屋百間藏并家中屋鋪不殘  
御拂其跡新田開發町中江被仰付候所町方ニ而四五人致請負二三ノ丸ノ平地悉く田  
畑致候前代未聞之事共也

右四壁之樹木并一家中之屑屋之分ハ皆薪ニ相拂候故當年薪甚下直ニ相成候落書

お江戸より (城賣) 白瓜ふよつ来て

町近在の木瓜めいせく (木賣)

明和五戊子年秋元但馬守に引渡を御公料已上五ヶ年

一秋元但馬守涼朝 喬求養子實同姓準人正 貞朝四男

明和五戊子年武州河越の山形江國替同三月廿五日卯ノ刻露御城地引渡相濟

三月廿三日着同廿五日辰上刻出立 七日町 上使 渡部 久藏 旅宿 小清水庄藏

右同斷

御目附 稻垣 求馬

旅籠町

同 後藤小平治

三月廿一日着同廿五日午中刻出立

七日町

御代官 藤澤藤十郎

同 佐久間善藏

三月廿五日着同廿六日卯刻出立  
松平肥後守家老二千五百石當年十七歲

十日町

同 佐藤長右衛門

御城番 小原 恒藏

横町

三月月上旬着兩士共ニ  
秋元家老 矢貝清太夫  
福井市郎兵衛

同 門屋勘四郎

同 八文字屋太右衛門

右兩士井寺社奉行戸部市十郎已上三役之旅宿へ諸寺院直參或ハ代僧ニ而見廻其外之諸士ハ見廻なし前々家老用人番頭迄見舞有之候又ハ家中江移住宅之後見舞候由に茂相聞へし尤ニ致候  
領地之義山形町中二万石在方小白川村新山村長谷堂村狸森村松原村凡七ヶ村但關所之場所斗壹万五千石也餘ハ河内ニ而二万石川越ニ而五千石都合六万石也其外先

代領地之村廿貳ヶ郷長瀨柴橋御料ニ相成候

六萬石

一秋元攝津守永朝

但馬守涼朝養子實ハ上田能登守  
義當二男

明和五戊子年家督五月嚴隱但馬守義壹岐守と號する趣同五月廿四日廻觸  
同九壬辰年安永と改元有之由同十二月十四日廻觸

105  
2

### 山形經濟志料編纂部規程

第一條 本部ハ山形商業會議所會頭ノ管理ニ  
屬シ山形經濟誌料ノ蒐集及編纂ヲ目的トス

第二條 本部ノ事務ヲ掌理スル爲ニ左記委員  
ヲ置ク  
委員長 一名  
委員 若干名

第三條 委員長ハ部務一切ヲ掌理ス  
委員長ハ必要ニ應シ書記ヲ任用ス  
委員ハ經濟誌料ノ蒐集及編纂ヲ擔任ス  
書記ハ庶務ニ從事ス  
本規程ハ大正九年四月一日ヨリ實施ス

大正十三年五月二十日印刷  
大正十三年五月廿五日發行

【非賣品】

發行所 山形商業會議所

編輯兼 山形市香澄町大寶寺一〇九番地  
發行者 酒井軍太

印刷者 山形市旅籠町五一三番地  
熊谷末藏

印刷所 山形市施籠町五一三番地  
熊谷活版所



21003

稟告

本誌は山形地方經濟志編纂の目的を以て山形商業會議所の一事業として蒐集せる資料を刊行致し候ものにて將來隨時續刊仕度見込に有之候就ては當地方關係の古記録各家萬覺帳古帳簿古證文道中日記隨筆等精粗細大を問はず江湖御所持の各位より當會議所に御貸與被下度切望に堪へざる所に候

山形商業會議所

山形經濟志料編纂部

終